

婚葬

33
441

Ⓜ

027319-000-9

33-441


婚葬

宮沢 春文/編

M39

ADJ-0071





33
441

生島足島
神社宮司
正七位
宮澤春文編

婚

葬

昭和
39 3 22
内交

婚葬

婚嫁式



男尊女卑……………女尊男卑

結婚は造化の自然に由りて、人類の生々を不朽に傳ふべきものなれば、古來人生の大神とする所なり。然して夫婦は一生相伴ひて苦樂を同じうするものあれば、互に擇ぶ所なく。いへり。されば我國の習慣は、素より自由結婚をあらすして、専ら父母の命令に従ふ事を常とす。こは父母とまてりの愛子の爲に配を擇び、決して疎忽等間の所爲なきを期すればあり。然るに往々青春の情に燃えて、彼我の分別もなく、互に相愛して遂に婚を結ぶものあり。されど世に所謂合せものは離れやすしの語の如く、遂には翠帳紅圍の中悲風これを吹いて、終世愁を可らざるの傷心あるは、即ち自由結婚の弊とす。抑も婦人の性、陰重にして外面に現はるゝもの少く、前に貞操を以て後に淫佚なるものあり、前に節儉にして後に驕奢あるもの

あり、初め沈靜寡黙にして、終に噪擾喧雜なるものあり、初め孝養にして終に不孝不義あるものあり、されば婦を撰ぶ實に難しとす。されど美人なるものあり、多くは淫佚にして能く事を醸し、傾城傾國、遂には佳人の運命を悲しむに至る。また妬婦あるものあり、その意や夫に忠、夫に貞あるより出づと雖ども、多くは夫に愛を強ふるものにして、これが爲に家名を穢し、夫の名譽を傷け、遂には破鏡の嘆を敢へてするに至る。また富室の女なるものあり、大抵驕奢淫佚、頑僻にして自ら用ぬ、動もすれば夫家の貧賤を笑ひ、務めて華靡を逞うし、奉養を究極して以て人に勝つを圖る、このこれを能くすれば驕り、能はざれば泣きかつ怨む、その極や到底貧に至らざれば止まざるあり。また女學生あるものあり、多くは奇異物識として、齊家の實にあらず。また醜婦なるものあり、明鏡に對するを耻ぢ、花前又遜色を耻づと雖ども、我が國の史上、かゝる醜婦の中にかへつて白玉を見る、されば美人必しも執るべきにあらず、醜婦必ずしも棄つべきにあらずあり。されど我が國れ子女よ、到底男子には一步を譲らざる可らざるの理あるを記憶せよ。その特質に於いて、智力に於いて、腦力に於いて、女子は到底男子に劣れるあり。この劣れるものは、その優れる

ものに劣らざる可らず。その弱きものは、うね強きもの、擁護を受けざる可らず、さればこの擁護に對して、必ずや報酬をかるべからず。その報酬あり、即ち女子の柔順にして且つ貞操なるべきものをあれ。實に女子の柔順にして且つ貞操あるは、男子に對する義務にして、男子のこれを擁護し、且つ愛を以て之を迎ふるは、女子に對する義務なりとす。かるがゆゑに夫婦の別を生じ、一家の和合を見るに至るあり。されば我國古來より、早く男尊女卑の風ありて、女子は男子に對しては、一步を譲らざるべからざるが如かりき。日本書紀の一書に、

陰神先唱曰、美哉善少男、時以陰神先言故爲不祥、更復改巡。

と見えたり。これ女子は男子より擁護せらるゝものあれば、柔順にして寡言、以てさし出でがましき舉動あるを教へたるものあり。また天孫降臨の際に、天の八衢の立ちて光り輝く神あり、時よ天照大神、天之宇受賣命に仰せられけるやう、汝は手弱女あれども面勝つ神あり、行きて何れの神ぞと名を問へよとあり、これを以ても女は弱きものにして、男は強く、爲に擁護を受くべきものなる事を證せり。然して男尊女卑の風習は、獨り我が國にのみ行はれしか、否西洋東洋通じて皆この風習ありしなり。今日西洋にては女尊男卑の如く稱すれ

ども、決して然りしにあらざりしあり。何れの國にても女は弱く、男は強きもの形れば、弱きを助くるは強者の常にして、男子の能く女子を援護したりしあり。殊に最愛の妻に至りては、男子の能くこれを保護し、一身の愛を盡きたる極として、遂には女尊男卑の如く見ゆるまでに擁護したりしなり。これ實に愛の極度より生じたる結果にして、西洋の女子は、日本の女子の如く柔順ならざる結果、遂に今日の如く女尊男卑と稱せらるゝが如き、醜風を演出するに至れるなり。尤笑ふべきの事なりとす。之に反して獨り日本國は、今日に至るもなほ男尊女卑の美風ありて、他にはふる可きの特徴ありとす。この特徴や、實に天道を叶ひ、自然の理に適應せるもの、女子たるもの、宜しくこの特徴を忘れず、柔順を經とし、貞淑を緯として良人に致さば、何ぞ容貌の美醜を擇ばんや。

古代の婚嫁

我が國婚嫁の起原を尋ねるに、正史の現れたる尤早きものを、諸冊二神の禊敷盧嶋の婚嫁を以てす。日本書紀の一書に、その情況を叙して曰く、

陰神先唱曰、美哉善少男、時以陰神先言故爲不祥、更復改巡、則陽神先

唱曰、美哉善少女、遂將合交、而不知其術、時有鵲、飛來搖其首尾、二神見而學之、即得交道。

と、之を以て見れば、諸冊二神より以前婚嫁の實なく、遂に鵲に依つて交道を知り得たるが如し。又古事記に依れば、

伊邪那美命答曰然善、爾伊邪那岐命、詔然者吾與汝行廻逢是天之御柱而、爲美斗能麻具波比、如此云期、乃詔汝者自右廻逢、我者自左廻逢約竟以廻時、伊邪那美命先言阿那邇夜志愛袁登古袁云々。

とありて、天之御柱を左右より廻り逢ひ給ひしが如し。今駿河國の或一部落には、婚禮の夜、床入の盃すむや、女は右より、男は左よりして、共に行燈を廻るの風習あるは、蓋し諸冊二神の天之御柱を廻り給ひし遺風なるべし。又日本書紀に、

其矛鋒滂漉之潮、凝成一島、名之曰禊敷盧嶋、二神於是降居彼島、因欲共爲夫婦、產生洲國、便以禊敷盧嶋爲國中之柱、而陽神左旋、陰神右旋、分巡國柱同會一面、時陰神先唱曰、意哉遇可美少男焉、陽神不悅曰、吾是男子理當先唱、如何婦人反先言乎、事既不祥、宜以改旋、於

是二神却更相遇、是行也陽神先唱曰、喜哉遇可美少女焉、因問陰神曰、汝身何成耶、對曰吾身有雌元之處、陽神曰吾身亦有雄元之處、思欲以吾身元處合汝身元處、於是陰陽始遭合爲夫婦云々。

と見えて、既に婦は柔順を旨とし、夫に對して一步を譲らざるべからざるの因習を承せり。今婚姻の席上、鳥台と稱して、岩上松竹梅を植ゑ、鶴龜の形を作りたる飾物を置くは、東方の海中にある蓬萊山の圖を擬したるものと稱すれども、これ恐くは諸冊二神の降下し給ひて、交契せられたる靈叡廬嶋に因したるものならん。

さて婚姻の儀式等は判然せざれども、之を更ゞ徴すれば畧うの要を得るに難うらず。うの男女のあひ婚嫁するや、女子ハ猥りに私心を以て男子に許さず、必ずまづこれを父母兄弟に告げ、父兄の以て婚とするに足ると信すれば承諾を與へ、茲に始めて婚嫁の約成るあり。この約の成立するや、女より贄として物品を男子に贈りて契とす。うの贄には種類一あらざりとも、多くは琴を以て贈るを例とせり。それ琴は正しきものにて、之を彈するや、うの彈するもの、喜怒哀樂を音と表す、偽る可らざるものたり。故に婦の之を送るは、自己の偽なきを表白し、夫に貞淑なるを示すものあり。後世結納とて、物品を贈答するは之が爲あり。然して今日ては、嫁せり、婿せりと稱して、妻となる可き女を、男の家へ迎ふれども、當時は然からず、必ず夫たるものは妻の家に通ふを以て例とせり。されば結婚の當日と稱するや、夫となる可き男は正装して婦の家に趣く。婦の家へては饗め酒食を設けて夫を迎へ、種々これを饗應して丁重にす。故に婦は主にして夫は賓なり。依りて嫁をヨメと稱するは、ヨバヒ女の意にして、夫を我が家と呼び迎ふる女の義あり、また婿をムコと稱するは、ムカヒ子の意にして、婦より迎へらるゝ男子の義あり。なほ嫁娶するをメアハスと稱するは、女の父兄が自家へ男を呼び迎へて、女を合するより起れる儀あり。されば男子は全く女子の家へ通ふを例として、長く女子の父兄に之を託し置くなり。今日合婚の式に於いて、酒盃を新婦より始め、然して後之を新郎に贈るは、當時の遺風にして、婦は主、夫は賓ありし時代を証せるものあり。また今日てもうの嫁娶し、姪孌するや、初産には必ず婦の實家へ歸りて出産するを例とするが如き、皆古代の遺風にして、男子は婦を己が家に迎へず、自ら妻の家に通へる時代の名残なりとす。實に此の如く、夫妻同居せずして、男子より常と通

七

ふ事あるが、うの漸く遠ざかるに及びて、女子は遂に離婚せらるべきを悟る。その離婚せらるゝや、男子は始め女子より贈られたる信契の琴を返し、茲に全く絶縁となるあり。これを琴戸を渡すと云ふ。即ち紀を以るに、伊邪那岐命、黄泉國より逃げ歸りまして、泉津半坂に至り、伊邪那美命と相向ひ立たして、遂に絶要之誓時とありて、絶要之誓をコト々として訓めり。また記の同條にも、各對立而度事戸之時とありて、琴戸とは共に離婚の事を云へるなり。今日おは吾妻琴の稱あるは、當時嫁娶に信契に、琴を贄としたる遺稱あり。さて一旦おひ婚しあがら、破鏡の嘆を演出するに至るは、大に理由なくんばあらざ。それ美を愛し、欲するは人生の情にして、いづれの世、いづれの時も代る事あり。されば一旦婚嫁すといへども、夫妻同棲するにあらず、時に通ひ折に往くの例あれば、交情甚だ濃厚あらざ、それも馴れては猶更鼻につくの道理、殊に婦人は子をなすに於いて、容貌甚だ衰ふるもの、遂に男子の嫌厭する處とありて、愛情を他の美花にそゝがる。之に依りて之を見れば、一夫多妻の風ありて、男子は同時に數婦を娶る事を得れ共、女子は一步を譲らざる可らざるの因習を以て、再び嫁するを得ざるあり。須勢理媛の歌に、

我が大國主ころは、男にいませば、うち見る嶋のさきく、かき見る磯のさきれちす、若草の妻持せらめ、吾はよも女にしあれば、汝をわきて男はなし、汝をおきて夫はなし

とあるを以て證するに足る。されど嫡妻、後妻の別ありて、嫡妻をムカヒメ、またはコナミと稱し、權力最も強く、後妻をウハナリと稱して、嫡妻の命令を奉ぜざる可らざる事は、恰も今日の妻妾の關係の如し。即ち八上媛は其夫大己貴尊を慕ひて出雲に來ると雖ども、嫡妻須勢理媛の權利と妬心に恐れて逃げかへれるが如きは一例あり。

當時貴賤の階級、今日の如く整然たらざりしが故に、貴賤おひ婚し、血族おひ嫁するが如きは、敢て問はざるもの、如く、愛情にかられて共にくおひ許せるもの、如し、然のみあらず、甚しきに至りては、叔姪相嫁し、兄妹相婚したるも敢て珍しからず。されど同母兄弟の間に行はれざりしを以て見れば、一夫多妻の風盛ふ行われ、各別居せしを以て、一の妻と他の妻とは互に其顔を知らず、その子女はなほ更同父兄弟たるを知らざるあり。故にたましく途上相會うて意投じ、共に樂しみて、知らずくの中に同父兄妹の婚するに至れるあり。

この事たる、今日より想へば實は不倫の觀あれども、全然家族制度の不完全より生じたる弊害にして、決して人倫の紊れし因したるものならず。その同居せる兄妹の間には、決して行はれざりしを以て知るべきあり。

歌垣にあらはれたる男女の戀、紀元六百年代より、一千年代に至る頃には、都鄙の別なく、歌垣なる一の遊び行はる、都會にては市中、鄙にては山の上あをを撰び、男女相會し歌をとり交し入り亂れ戯れ遊ぶあり。此歌垣は、情を通し、婚を約するなど、妻撰みの一の會合たりしなり。若き男女は互に此遊びを期して、美を競ひ、婚を衍ひて、歡心を買はんとせり。父兄も敢て怪まず、公然とゆるし、皇子王族の交るものさへありきと云ふ。恰も今日の盆踊の如し。津の國には今尚歌垣山と云ふあり。

其の頃の歌垣の歌にて、常陸のものに、
戀のそむ 筑波の山の もはきつの、うの津の上に いざなひて、をとめ
をどこのゆき集ひ かがふ加賀比に、ひと妻に われもまじらん、わがつ
まに 人もことゝへ。この山を うしはく神の、始めより いさめぬわざ
う、けふのみはめぐじもなみに、ことどもがむな。

東國の語にては、歌垣を加賀比と云へ。常陸の語も、筑波山の歌垣に男より聘財を得ざるものは、女の數に得入らざるといへるを見れば、此時代より約束の印として、男より女に物を贈る事始りしあり。

婚嫁の沿革

王朝以前 欽明天皇の頃に至りては、太古と違きかりしを以て、貴賤の階級漸く著しくあり、隨て婚嫁するに血族を撰ぶに至れり。貴族平民は賤民を侮蔑し、素より婚することなく、貴族と平民との間と雖も容易に婚嫁の行はれざりき。されども、異母兄妹の間に於ける婚姻は依然として行はれたり。

太古人民の淳樸なりし頃は、更ニ夫婦間に弊なかりしも、漸く風紀紊れて、一の惡風起り、離別せし妻の他に改嫁するに際し、前夫の後夫より財を貪るあり。又女子の婚するを聞き、言を設けて、兩家より財を求むるあり。已が妻の他に姦せらるゝを疑ひ、よく其如何を究めずして、狼りに官に訴ふるものもあるに至れり。

寧樂時代 漢學の流行するに及び、儒教によりて三從七去の法を定め、且つ

掟を定めて、私通を嚴禁せしも其功なく、私に情を通するものあり。僧尼すら情人を設けて、不義の快樂を貪ぼるものありき。此時代の慣風も以前のまゝにて、夫妻共に同居することなく、正妻は己の家に迎ふと雖も、別に新室を作りて妻屋となし此に住ましめ、夫より通ふことをせり。今土佐國の一村にて、如何ある微賤者にて妻を娶る時は、二人を入るゝに足るほどの家を新に造り、新婦を其處に率ゐり往きて寝る風習あり。よゝ上古夫の妻の家に通ふを常とし、嫡妻は己の家に迎へ別に妻寵の家を造りて、夫に住ましめたる遺風なりとす。今人の妻を稱えて御新造と稱するも、新に家を作りて妻に與へたるよりの稱ありとす。又女は己の姓名を猥りに人に告げず、婚したる後夫にのみ告ぐる風あり。又男女堅く契りたる後、相別るゝ折は下紐を結び交はし、再會の折迄は決して解かざるを約せる、又年長けたる女の、振分塚の肩過ぎたるを、預め定めたる夫に結ばしむる等、何れも古のまゝありき。

平安朝時代。世態最も浮華に流れたる時代あれば、夫妻間の徳義も素れに紊れて、前期以來の惡風は彌々彌蔓し、其醜陋、極に達せりと云ふべし。二夫に見えざるを美風とはなしたれど、この訓を守るものなく、夫の死後數回改嫁するを常と思へり。甚しきは、同時に二三人の夫を有する者さへありき。されば男子に至りては多妻の風盛にして數人の妻を有すること、珍らしからざりしなり。一面はかく紊れたり雖も、又改まれる点をき非ず。前期以來の漢學の彌々盛になりて、儒道的の道德發達し、貴賤一般に血族婚姻を忌む傾向を生じ、兄妹婚姻は全く跡をたつに至れり。

世態淫靡に流れては、情慾の念夙く生じ、従つて婚期も早く、男女十二三歳にして相嫁娶するものあるに至れり。されど女子は多く引籠りがちにて、人に見らるゝを恥とし、外出には被衣として頭より蔽ひて人に見られざるやうにす。これ後世綿帽子として、婚儀の席に被るゝ被衣の名残にて、道中着のものなり、塵中之を被るは誤れるあり。其婚嫁するに至る有様は、多く歌及び文の贈答によりて成り、其歌才文才をめで、茲に約結ばるゝ、されば容貌品性等の重くとはざりしものゝ如し。既に約定されば、曆をくりて吉日を撰び、結婚の日を定む。陰陽不將日を最吉とし、未戌の日、伐日、三伏月殺、往亡、歸忌、無魘、上絃、望晦、厭厭對、天狗、八龍、七鳥、九虎、六蛇、五墓等の日を忌む。かくて其當日にあれば、日暮を待ちて、男は一人にて密に女のもとに行き、行末の事など

契る。曉に至れば、情を裂きて歸り、男より文を送る、之を後朝の書と云ひて、別れの惜しかりし事など情をこめてしるせり。女は之を見るや直に返書を認め、其使に托す。父母は此夜男の容貌品位を窮ひ、女の婿として適するや否やをたゞして、不適當なる時の女に注意するなり。然るに若し後朝の書正午に至りても男より送らざる時は、男に心なきもれとして、女の一家心痛むるあり。次の夜も前夜の如く夜更けて來り、朝は未明に歸り、書を送ると初夜に同じ。第三の夜は三日の餅とて、男女三つ宛食ふ。此夜又は一二日の後、女の方にて酒肴を設け、聲ど従者とを饗す。其席にて舅婿始めて面會す、ふを露顯の式といふ。その明くる朝より、始めて公然と女の家に入出入するなり。

鎌倉時代 古來の如く夫の婦の家に通ふもありしが、婦女の夫の家より迎へらるゝとは、此時代より起れり。上流社會の淫靡あるは猶矯正の跡形く、其子の妻に通ずる父あり、嫂に通ずる弟あり、甚しきは、院宮の中にも父子妻を一にし、白晝宮中にて通ずる者さへありきと。武人の間にありてと、他意なき證として子女を敵人に嫁し人質とすの風も生せり。

室町時代 此時代に至り、男の女の家より通ふ事は全く絶えて、婦女は夫の家に

迎へられ、婚姻の式を擧げて、夫の家に同居するるとあり。夫の妻を嫁るをよめむかへといひ、妻の嫁するを、よめいりといへり。

上流の婚禮にては、嫁の輿門を出づれば、其右側にて門火を焚き、婿の家にても時刻をはかり、門火をあげ迎の者を道中に出す。然して輿の受取渡しといふ事ありて、送る者も迎への者も、大刀折紙にて一禮あり。輿は二の室或は三の室に廻す、うの處に待女房ありて、嫁を伴ひ婚儀の席に導く。やがて婿來り酒をくみ、盃をかはして式三獻あり。席上二重瓶子、置鳥等を飾る。扱て三日目に至れば婿より隨從の女房迄、白の小袖までありしを、色直しとて、他色も改め、舅姑との對面の式あり。平安時代の露顯は遺風あらん。

以上は室町時代婚姻の狀態ありとす、されど應仁の乱以後は、簡略に流れ、元龜の頃は、武士の妻だにも、麻の被衣を着け、負木に尻をかけ、後向に負はれて婿の家に行きたる事さへありき。

織田豊臣時代 平安鎌倉時代に尤も亂れたる男女の風習は、前時代より漸く改まり、此時代に至りては、正しくなりて、婚嫁の約を結ぶは全く父母の意見にありて、男女は互に相撰ぶとなく、一面識もなくして式を擧ぐるもの少かき

りき。多夫多妻の風は絶えて一夫一婦にして、夫は妻を離縁し得るも、一度夫を持ちたる女子は再嫁すると能はずとせり。婦女の嫁する際、夫への贈物の一物も持参せず。夫は持参物あらば婦に専恣傲慢の所爲あらんを恐れてなり。

江戸時代。男子凡そ二十歳乃至二十五歳に至れば妻を嫁る、女子は大方十七歳乃至二十歳にて嫁せり。先づ妻を撰ばんとするや、癩病、梅毒、肺癆等の遺傳性悪病は大に忌みたれば、其血統の有無を探り、血統正しき時は妻たらんとする女子の方へ時日と場所とを云ひ送り、互に相會して見合をせり。多くは温泉場、花見の席、祭禮等にて行はれたり。彌々見合に於て意に合ふ時は媒人を立て、公然申し込み、吉日を撰みて男子より結納を賜るなり。正式なるは五荷五種、小袖、帯を贈る、斗樽十箇之を五荷と云ひ、肴の昆布、鰯、塩鯛、申鰻、鯉節、之を五種と云ふ。尤も貧富の程度によりて異り、三荷三種、一荷一種あるもあり、中よも貧しきものは、帯代として金錢を送るに止れるもありき。

結納の使は、家の年寄役を宛てし、具は之を襲して、式三獻の儀あり。之を又常陸帯の祝といへり。

結婚の日は婿の方にて撰ぶ、天赦日と不成就日とは忌み、又春三月を忌月とせ

り。式は多く夜を以てす。當日先づ婿入りの式あり、婿歸れば父兄親戚の者集りて酒をくみ、後門火を擧げて新婦を送る。貴きは輿、賤きは徒歩にて、媒人と共に行く。婿の家にては燭を掲げ、定紋付の提燈を列ねて待つ。輿は婿の家の縁より着く、其折に婿出で、輿と手をかくるあり。婿退けば待女房出で、一室に導き、化粧をし衣服を改む、すみて式の座敷に出づ。坐の順序は、婿客位に婦は主位につく、蓋し上古の遺風あり。待女房は婿の側に、介添人は嫁の側に坐す。坐定れば酌人出で、式三獻あり、酌人は多くは二人にて、別に瓶子の役あり、銚子提瓶子には紙にて折れる男蝶女蝶と飾る。次に引渡を出して、更に三々九度の盃あり、これは新婦に終る。婿盃を措く時雜煮を出さず、やがて婿は席を退き、他は列坐して酒をくみ、雜煮にかへて高盛を出さず。合盃の式畢るや、新婦は白綾の小袖を脱して、紅の小袖又は五色金銀の模様ある小袖にかふ。夫は舅姑より出し、嫁よりは小袖帯扇を婿に贈る、婿は之を着けて席に改めて出で、盃を交す、之を色直と云ふ。やがて夫妻共に部屋に入り、か床入りの盃あり。男より始めて女にすむ。

翌朝嫁の郷家に、無事にすめるとを報ず。第三日に三口の振舞とて郷家にては

婚の親戚を招く、此日婚の方より紅白の餅を贈る。五日目に新婦歸る、之を五日歸りと云へり。

十八

將軍綱吉の世、水島トもあるもの、小笠原の家傳を得たりとて、諸禮を教ふ、今尙残れる小笠原流これありとす。

東都の婚姻

明治の御世に入りても、なほ徳川氏時代の小笠原流盛に行はれて、四海波諍ある高砂の曲を聞く事あり。殊に今に至りては、洋式の婚嫁法も耶蘇教會堂に行はれて、各その趣を異にす。されど能く整ひたるものは、なほ今日東京市中に行はるゝ婚姻法なりとす。されば風俗書報に載せたる花涙生の記を轉載して江湖に示す。

媒 妁

媒妁は豫め婚姻に關する萬事周旋の勞を辭せざるあり。上流の婚禮には多く橋渡しとて、媒妁は大方夫婦揃ひしものと定れるが如く、また或る場合には兩媒妁とて双方より二組は媒妁を立つる事もあり。

見 合

縁談は滑かに運び、表立ちたる媒妁も定まりて、爰に始めて見合を爲す。就中船遊び、花見、野がけ、寄席、芝居見物に托して見合をする人もあれど、通例公園、植木屋、待合、料理店などに於てするあり。龜廼屋とか鶴屋若松などいふめでたき家號を喜び、縁喜を祝ふも人の心の中さもあるべし。此頃には互に寫眞を取り交はして見合を略する向もあれど、ふは多く屋敷方にて、町家にはいと／＼稀なり。この見合の際縁女の髪は申す迄もなく嶋田髻あり、見合の席には必らず香煎或は白湯を用う。茶は俗にお茶を濁すと云ひ、櫻湯さへも花瓣のうつろひ易すければ、いづれもめでたからずとて忌む、縁女よりのみて侘むるなり。縁女の身振、手つきの間斷なく注目せらるゝその心苦しき。さらぬだに一筋髪のはつれて、氣兼ねる初々しき女性の身に取りては、如何ばかりつらからん、胸には種々の波の寄せて、返りて、嬉しく恐く羞しく、消えも入りたき風情にて、顔は争はれぬ立田の紅葉、見合ひといへば互に見もし見られもすべきに、斯かる折に一途に見らるゝ我身の羞しくて、大方母親若しくは伯叔母、身内の者の附添ひ行きて、先方の風采とくと窺ふあり。見合はもと縁女承

十九

諾の上にて行ふ業あれば、縁郎の望み次第、それにて直に取り極るもの如し。

結納

やがて見合も済み、男の方にて所望とあれば、吉日を撰び目録を作り、媒灼の手を經、結納として縁女の父母に對つて結婚の由を申し込むあり。この際目録に金子を添ふるのみにて、品物を贈らず。こは専ら中流以下に行はるゝ仕方にて極めて略式とす、中流以上に於ては、目録に金子その他衣服、帶地、柳樽を添へて結納と爲すを通例とす。金高は大凡三十圓より五十圓位まで、尤これのみは身分より一樣には言ひ難かり。結納受けたる縁女の里方にては、媒灼に酒をふるまひ、とかくするうち此方にては、目録のうつしに幾久敷受納云々の末書を添へ(即ち受取書なり)再び媒灼の手を煩はして懇に承諾の旨を報じ、あほるにくれどあく待遇と。さて目録は奉書若しくは糊入に書くあり。まづ目録の二字を認め、帶一筋、小袖一重、古運布(昆布)一台、壽留女(鯛)一連、志良賀一台、真綿一台、家内喜多留(柳樽)一荷、都て七種いづれも芽出度その名を撰び、右之通幾久敷芽出度御受納下佐禮べく候と書す。かくて目出度とあるべきを、芽出度とて春の若草萌え出づる義に添き、被下を下佐禮と平に波たてず書き流

しては、人の妻となり人の夫とあり、偕老同穴の契ゆめ戻らじとの意を寓するとかや。

賀入

婚姻の式を擧ぐるに先だち、一兩日前若しくは數日前よても、縁女の両親、縁郎を招きて擬應するを賀入といふ。これは必竟賀に取りても苦しからざる人品もや、そを慥むる爲に行ふ業なれば、格別定まりたる式もあし。

輿入

當日の朝午前の内に嫁御寮の荷物を送る。これは種々その身分によりて、五十荷より二三十荷、通例長持二棹、簞笥二個、うの他櫛笥、鏡台、手箱、文庫、琴、厨子、黒棚と、女の持物の色めく敷を盡くして釣台に載せ、いづれも萌黄唐草模様定紋附の油單を掛け、紺法被若しくは印半纏の人足之を荷ひ、宰領とて袴羽織拵のもの附き添ひ、縁郎の家に来る。同時に目録一通、おれり更めて縁女の方より贈るなり。書き方は先例に倣ふ。縁郎は快く之を受納し、宰領其他はしたる人足迄は祝儀を與へて還す。祝儀に定めぬかけれども、大凡二三十錢より五拾錢、壹圓位迄とす。諸方よりの祝物は山の如く、祝儀の人々

は引きも切らず、こゝ三つの正月が一度に來たる程の家内の賑ひ。

客座敷は次第に賑はしく、門の車と履との音に埋りて、迫り來る時は飛ぶが如く、はや媒灼の影、花嫁は遠に心をきめて、前も見られぬ風情、胸の中は嘸かし限りもなく嬉しかるべし。この時花嫁様のか仕度は、髪は艶々しき高島田鬘に結ひなし、稀にはつのおくしをするもあり。大抵綿帽子を用う。中流社會にては大概白装束の上に、空色縮緬三つ紋附の小袖を襲ね、丸帯の拵へにて兩親縁者に擁せられ、晴天も拘はらせ人力車に幌深く垂れ籠めて行く。靜々と乗り出す車の數の中に、際立ちて花やかある花嫁の、手車蔽掛けたる幌の後より、美しき襟足と撫肩の品よき姿と、さも羞かし氣よ初々しき風情の、それと感づくもをかし。さらぬだに口善惡繁き月旦評、見る／＼此處へも彼處へも人垣を築きて、そこはかどなく蜜語を笑ふは、鄙も都も同じかるべし。爰には重に市中の景況なれども、貴紳方にては下げ髪、緋の袴にて馬車に乗り居るも見受けぬ。商家にも昨今の紳商など云ふ向は、これを眞似ぶもあり。雙方豫め約束を定め置き、爰に道筋を示しあはせて時刻を圖り、めでたき町名を撰み(登へば壽町相生町若松町新富町の類)迂廻して行く。この際か土産として、

僦近の爲に聳君の兩親、並に兄弟姉妹を始め、召使迄に必ず一品宛の土産物を贈る。これは直に金子にて贈る向もあり。黄昏時より花嫁は媒灼に導かれ、親類縁者、その他町内の人々に送られてめでたく門出するなり。

いざ花嫁御入輿と聞けば、町内のものども、いづれも賑はしく軒に高張を出だし、羽織袴の扮粧にて互に周旋す。聳の縁者は今や花嫁來ると聞き、鷲の頭を先に立て、提灯高く振り照して、道筋の中程まで出迎ひ、めでたき家號なる待合茶屋にて待ち受け、爰にて送り來りし人々を勞ひかへし、代りて花嫁は新たなる衆を擁せられて、花々しく聳君の家に輿入とるあり。

祝言

花嫁聳君の家に到れば、両親其他の人々は直に主人の案内にて宴席の廣間に通り、嫁は媒灼と共に待女郎として、年比の婦人に案内せらる。いたく羞らふ花嫁の手を取りて、靜々と設けの席に就けば、中央に島台を飾り、銀燭まばゆき座敷には、一雙の余屏風をめぐらし、樂しき春は花やうに席に薫りぬ。聳殿は待兼顔に坐に居り、席定つて花嫁の綿帽子を脱し、新夫婦初めて顔を見合はせ、女蝶男蝶の銚子めでたく、両親揃ふ男女の子供に酌を取らせ、媒灼兩人世話を

して、三々九度の盃事をとるなり。盃は三組まで嫁より鐙に献し、かくて献しつ献されつ、肴には巻き鯛、結び昆布とす。一つは盃を三度づつ献せば、三々九度の盃と云ふ。媒灼は四海波静にと、めでたく語り初め、高砂の曲歸帆を急ぎ、人生一度の快樂の樂しさは限りあかるべく、右の式畢りて新夫婦を親類知己の祝へる一座の宴席と案内とする。よの宴席には已に双方兩親縁者の初對面も濟み、設けの席と就き、隈なく配膳して興斜めあらず。四海波静の聲かすかに洩れ聞ゆるに、さりとして襟を正して居すまひを直し、新夫婦の如何に嬉しき事かを思ひ合せて居る内、媒灼は新夫婦を連れ來りて一同に披露し、爰に花嫁兩親に親子の盃をさし、終つて設けの席に着くあり。これより花嫁は色直しの鮮衣を着る。これは幾度となく若換へて、如何ばかり衣類身ものもに富めるや、そを人々誇る爲とかや聞かせ、争でかかゝる爲故意のあるべき。さて眞への見參、小姑への盃、土産、色直も式の如く濟めば、爰にまたか高盛とて、飯を椀に堆く盛り、新郎、新婦に侘む。夫婦は否む色なく箸を取るもをかし。酒宴は益々興に入り、皆々めでたき事をも祝ふ。

頃を見計ひ、媒灼は花鐙花嫁を奥の一間に請す、ほの闇き銀燭は臙氣にも枕屏

風の影を照らし、知らず誰が爲に造れる別世界と、爰に床盃とあり、晝鷺の契豊に暖き夢を結ぶ、一同は媒灼に向つて一方ならぬ此度の勞を謝し、是より一層の騒ぎとあり、盛に祝意を述べてめでたき中に、いざか開きと、四海波静を諸ふもあれば、隠し藝に思はぬ落をとるもあるべし。

三つ目の祝

祝言の後三日目を三つ目の祝といふ。みごとなる肴に餅を添へ、里より嫁に宛たる書状又は、たしなみぐさをも合めてめでたき事を云ふ。嫁よりはまた里の兩親も宛て、同じくゆめを案じ玉ひると、いとめでたく玉章を認め、使者は双方より時刻と道筋とを示し合せ、途中にて行き遇ふ様にするなり。

里歸り

吉日を撰み双方の都合よき折に里歸りとして、新夫婦を始め兩親縁者を嫁の里方より請待して、鐙を此度は嫁の親類縁者に紹介するあり。婚儀已に濟み、縁談既にまどまり、暖き春は宿りて落花流水相思の情も嬉し。

配りもの

配りものとして、紅白の餅を里芋の形に造り、松魚節を添へ、重箱に入れて、美

しき花卉定紋の縫ひどりまたる帛紗をかけ、祝ひくれし家々には配るあり。餅を芋形に造るや、芋は親芋孫芋など云うて、子孫限りなく榮えて、めでたきものなればなるよし。尤下さまにては赤飯にて濟す向もあり。返禮には通常紙を折敷きても入るべきに、さて婚禮の祝儀に限り、麻志良賀、或は梅干二個を添へて返す。麻は共志良賀とて、限りなき齡を壽き、梅干は老いて梅干の如く、顔に雛の寄る迄、或は早う酢き物を好むやうにあれかしき、その人の爲めに嬰兒を設けん事を祈りての事ならんか、そはともかくも文化文政の昔より、今日迄も市中のふりあひは大方かはる事よし。

婚嫁摘要

婚嫁の式さる、古來より國々處々に於いて皆うの儀を異にす。されば處に依りての随分奇風の演出せられて、爲に冗費の少からざるものあり。今日神宮奉齋會本部に於ては、神式を以て婚嫁の禮を行ふ、壯重嚴肅として犯す可らざるものあり。また皇室に於ても、皇族の婚嫁令を發布し給ひて、大に古禮に法り給ふ。吾人神國に生れ合ひたるもの、焉う鑑る處をくても可ならんや。これ余の特に婚

嫁の禮を説く所以なり。

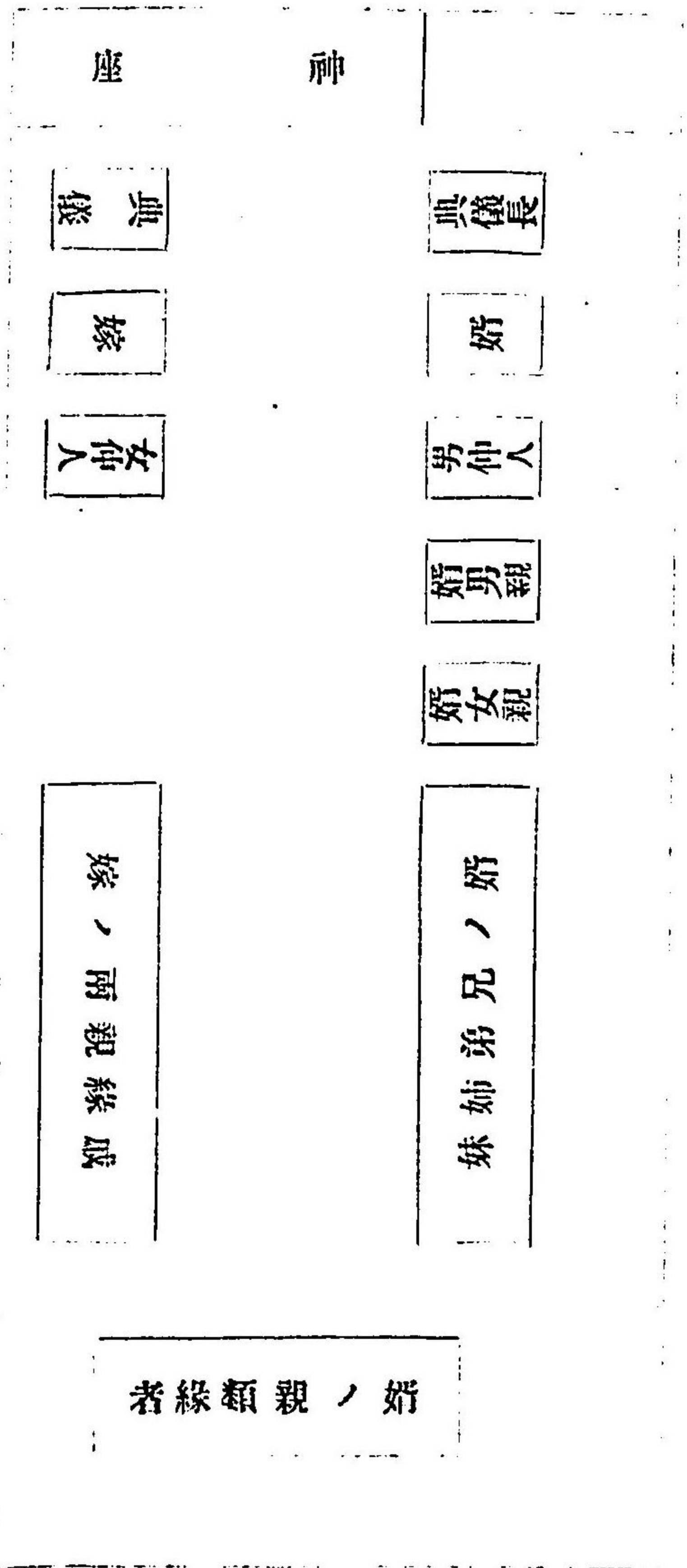
さて媒灼、見合、結納、與入等は、前に述べたる東都の婚姻等と大差あければ今更に言はず。たゞ余の説く處の神式に於いては、鐙入あるものを省き、綿帽子を被らず、袴をはたり、鐙の布衣を着るに對するもよしとす。

元來綿帽子は古代婦人僧形の被衣の名残にして、道中着のものなりしを、何時の世にかたゝ頭を蔽ふばかりの綿帽子やうのものとはなれるなり。これ恰も下襲の裾の別々になりたるものと同じ。されば綿帽子は途上に於いてふそ被れ、家の内に入りては被りをるものにあらず。依りて今日にては全然廢するを可とす。

いよく與入の當日となるや、仲人は送を届けたる嫁の荷物を目録に徴して點檢し、異狀なきを認めて受取書を渡し、時刻を見計ひて嫁の家に至り、黄昏時を待ちて車を列ね、共々に婿の家に至る事、東都の婚姻に叙したるが如し。さて一間に通りて婿の兩親縁戚等へ、嫁の兩親縁戚等は挨拶するあり、これより先、式にあつかる可き典儀れ人々は、床の間に神座を設け、献饌等を要意を置き、各裝束して嫁の至るを待つべし。嫁の至るや、茲に始めて式始まる。

着座

着座は室の廣狹、或は構造等に依りて一定し難けれども、大抵左の如くあるをよしとす。



若座すみたらば、典儀立ちて

塩水行事

をあす。まづ第一に神座を移ひ、次に神饌、次に典儀長以下、次に婿以下と順序に移ひ、移ひ終らば塩水を神饌所に置き、神座前につきて一楯二拜拍手して諸冊二神の降下を、微音にて奏し、拍手二拜一楯して退く。次に

献饌

をするなり。献饌物の普通の祭祀に用うるものと差異あけれども、延喜を祝ひて、まづ神酒一對 洗米 餅一重 鯛二尾 野菜 大根二本 冥加 海物 昆布二枚 橘 水鹽等を供ふる事あり。然して鯛は撤下の後、一尾づゝ夫婦の膳に供す。次に典儀長神前より進み、一楯二拜拍手して

祝詞

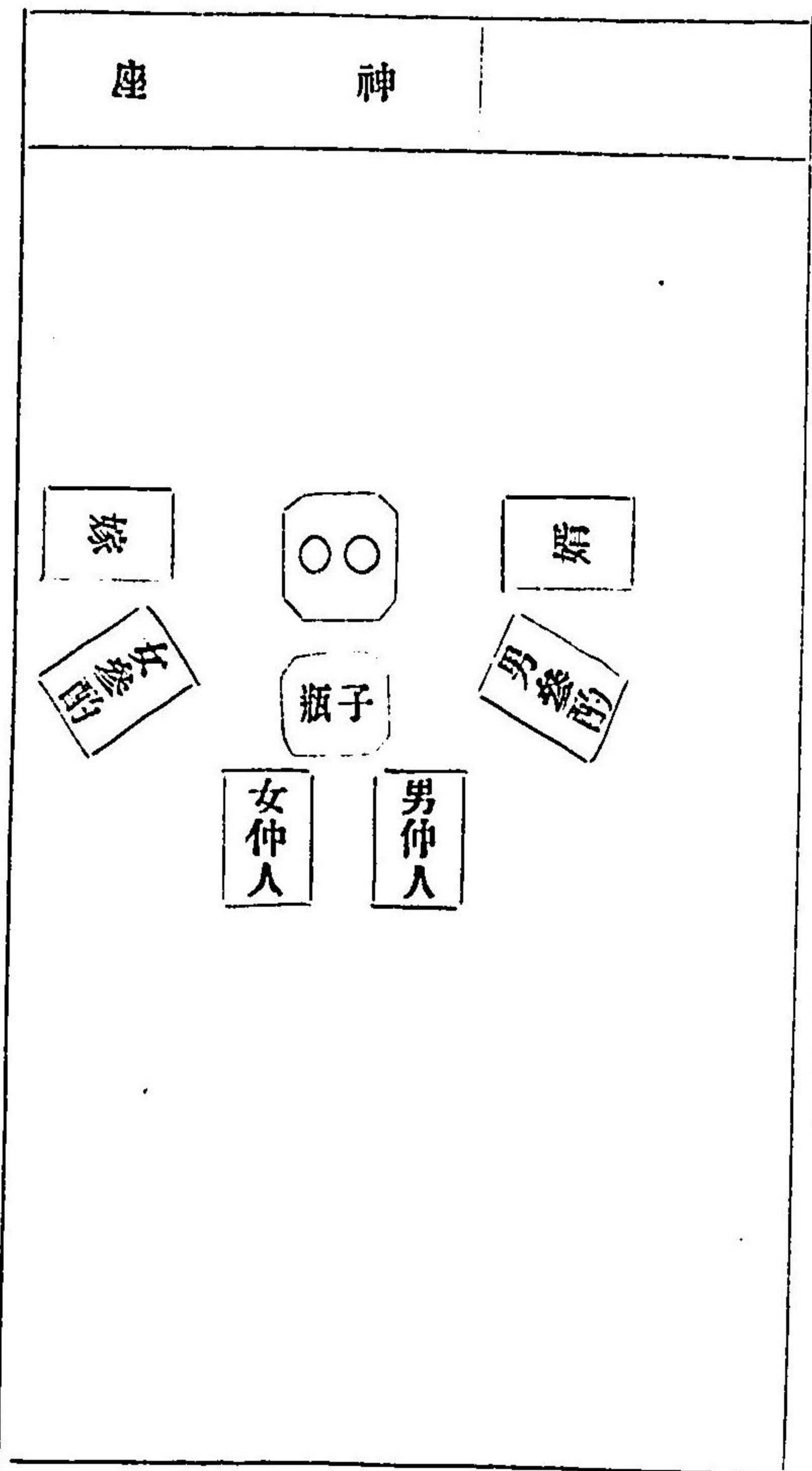
を奏し、拍手二拜一楯して退く。次に男仲人立つて神前に進み、

誓詞

を奉讀し、終つて席に復す。もま仲人誓詞を奉讀する事難からば、典儀長祝詞の中へ誓詞をも含めて奏するを可とす。次に

智嫁神前に進みて拜禮

をし、少しく退いて夫婦對座す。次に典儀立ちて神酒を撤す。次に仲人兩人立ちて神前に向ひ座す。この時參酌とて、少男少女二人、土器二個を載せしる三方を持ち出で、仲人の左右に着す。この圖左の如し。

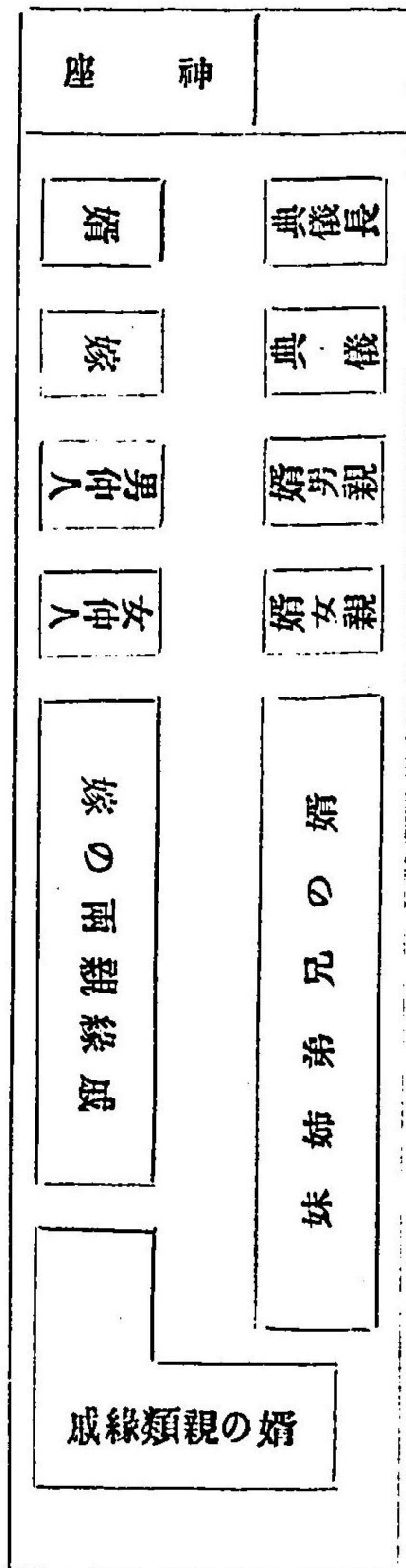


これより夫婦誓の盃を取り交すあり。まづ仲人二人一禮して三方の上の土器を各同時に取り上げ、男仲人は婿に、女仲人は嫁に献す。この時參酌は瓶子を取

り上げ、男參酌は婿に、女參酌は嫁に酌して瓶子をもとの三方に置く。嫁婿同時に盃酒を飲みほし、婿の盃を嫁に、嫁の盃を婿に、仲人は取り交して献し、前の如く酌ありて、飲み終らば土器を三方に置き、參酌は一禮して瓶子、土器の三方を取りて退く。仲人また一禮して退き、嫁婿また一禮して本座へ復す。これにて誓の盃は済むあり。次に神饌を撤し、昇神の祝詞を奏して、一同退く、これにて式終るあり。これより典儀の役あければ、羽織袴に改めて、宴席に列するも可。この時嫁婿共に服装を改めて、婿は羽織袴に、嫁は中振袖にするあり。俗間これを色直しと云ふ。かく嫁の服装改むるを待ちて、

お 近 附 の 盃

を行ふ式あり。この時のまた席を改めて座す。



着座終れば、いよくお近附の盃始まるあり、時に男女の参酌、三組を載せたる塗台、昆布、田作、巻錫を載せたる三方、及び銚子を持ち出で、少しく退いて着座す。次に仲人兩人出でお近附の盃する旨を挨拶す。まづ男仲人三方を取りて、婿の前に進む、婿盃を取れば男参酌、酌を参る。婿飲み終ればもとの如く三方に載せ、嫁の男親の前に持ち行きて飲む事同じ、又婿返盃を受け、更に飲みて嫁の女親にさし、以下嫁の縁戚も獻す事同じ、この際男仲人は一々紹介の勞をとるなり。この間女仲人の肴を紙に取て、女参酌をまて一々之を配布せしむ。まづ婿の盃濟めば、嫁より更に始めて、婿の兩親、兄弟姉妹、縁戚へど獻す事婿の時と異なる事なし。次に婿の尊族、嫁の尊族等の盃あるは至當あれども、これは略して宴席の上にて行ふを便なりとす。さてこの盃濟まば雙方の盃を媒妁にて納め、盃台を撤し、媒妁の挨拶、婿親族の挨拶ありて、式終れるより。これより膳部出で、種々饗應ある事東都の婚姻に叙したるが如し。これよりお床入の盃なれども、これも東都の婚姻に叙したるものと大差なく、たゞ嫁の持ち來れる蒲團と、婿の蒲團とを重ね敷き、夫妻の寝衣とありて、鮑の吸物にて、盃あるあり。その盃の交し様は、最初三組の上よて飲み、互に交してその盃を下

に入れ、又初の如くして下よ入る事三度すれば、最初の三組の如くなるなり。これたゞ東都の婚姻に叙したるものと少しく異なるのみ。翌朝に至らば、産土の社、先祖の廟所へ夫妻うち揃うて参するもよろしかるべし。この他三つ目の祝、里がへりの式等は別に異なる事をし。たゞ配り物として、今日にては鶴の子餅と稱する紅白の餅を配るなり。如上の式に依れば、勞力に於いて、費用に於いて、節減せらるゝのみならず、かへつて式の壯嚴に舉行せらるゝは、嘉す可きの事にあらすや。ふれ余の國禮として、大方に推薦する所以あり。

文例

文辞拙なれども、初學者の爲にとて、参考まではこの文例を示せり。もとより筋書にといまれるを以て、典儀長、仲人等よろしくその家柄を調べて、めでたく、ねもしろく作りなすべき物あり。

祝詞

ふの典儀長の讀むべきものあり。つとめて假字文にしたるは、讀み易きが

これの玉床に、常磐すすいづの眞榊さしたて、まばしをかりの御座といはひ定めておと招き鎮め奉る、かけまくもかしこきや、神伊邪那伊邪那美命二柱の大神の御前に申さく、ちはやふる神代の昔、妹背二柱の神、天の浮橋にそり立たま、おのゝろ鳥よあもりつき給ひて、天の御柱さしたて、こゝに始めて嫁繼の道を興し、國の八十國、島の八十嶋を造り給ひ、山川草木の神、八百万神を生み給ひしよと、この功蹟の今に傳はりて貴く忝く、うの神あらはしのみみならず、なほざりならざるは、人の世の禮典とあかめて、うるはしくめでたき神業ありけらし。茲にその神業にあらひて、何某の娘(男)何某に嫁ぐとして、今日の日を永久の幸ある始と、相生の松の二葉に夫婦の契り、かきはどきはれ固く結びて、千代もと共に祈りかはさんよろこびを、(典儀長)うけたまはして、本末うち傾けず、いかし鋒の中とり持ちて、仕へまつる神わざを、うるはしと見そあはし給ひて、眞砂の敷の千代經ん世を、めぐしと共に目くはひて、かはす心を心とし、敬び睦びてをこたりなく、ありへし家の名を高く、いやすゝめにすゝましめ、いやひろにひろめしめて、名をあげ雲雀の、春の野とばかりのど

かに睦びかはして、眞澄の鏡くるりさく、面變りせず八千代あり来て子孫の八十續き、家門の族もさはに、かのがむきくあらしめず、立ち榮えしめ給へと、神饌神酒供へ奉りて、恐みくもこひのみ奉らくと申す。

誓詞

旧この文は祝詞、及び誓詞をあはせたる文例とも見るをうべし。されば仲人誓詞をよまざる場合は、これを典儀長よみて、祝詞と誓詞とをかぬるもさま支なし。又産土神をも入れてよむ事あるべし。

まは男仲人のよむべきものにして、新郎新婦こゝに嫁がば、長くくかはる事なく、婚夜れ心を心として、忘るゝ事なく敬び睦びあふよしを、妹背二柱の神に誓ふ詞なり。もし仲人のよまざる場合に、典儀長誓詞をも祝詞の中よ加へて、兼ねよむも妨げず。

ちはやふる神代の昔、伊邪那伊邪那美神二柱の大神、かのころ島にあもりつき給ひて、天の御柱を左右より巡り給ひ、御子を生み給はんとして、妹背の語らひを給ひし時に、女言さきだらしに依りてふさはず、更に天つ神の命もちて改めあさんと仰せ給ひき。かれ嫁ぎの道は早く天つ神のつかさをり給ふ處

にして、その神習の尊き事は申すも更なり、今に至りてあはざりあらぬこそわ
りがたき業あれ。されば今何某、何某の娘何子と、妹背二柱の大神の御前に、
夫婦の契り深く結び堅く結びたるも、今に始めぬ大神の御心にて、深きえにし
のありける事と、夫婦は更あり、親族に至るまで大神の導き給へるものと悦び
忝なみて、相生の松の緑葉かはる事なく、鶯鷺のつがひの離る事なく、千歳の
鶴よ、萬代の龜の睦びと親しみて、馴れず恐れず敬びかはして、かりそめにも
夫婦の道を妹背の神の古事にかんがみ、蟹が這ふてふ横さの道を踏まず、直く
正しくたすけあひつゝ、枝を運ね、翼をあらべて、おのがむきくあらしめじ
と誓ひ言申し奉らくを、聞し給ひて夜の守り日の守りと、守り恵み幸へ給へと、
某何某恐みくく白す。

参 考

参考として前田侯爵婚儀の模様をしるすべし。こはすべて小笠原流の古式にし
て、壯重を極む。媒介は徳川家達公夫妻にして、明治卅九年二月十八日の事あり
當日の飾附 床れ間には一面に白絹を敷きつめ奈良蓬菜の二重臺を据え、其

高さ二尺八寸ありて、蓬菜の巖を龜の背にかき、羽二重絹を以て松竹梅を製へ、
正面に鶴松の上には眞籠を作れる精巧のもの、臺は白木の檜を用ひ、瓶子は尺
餘ある銀瓶一對にて、三方に梅鉢なる前田家の定紋を箔にて置上げ、其他の
儀式飾りは置鯉は白木臺の尺餘の大鯉、置鳥は雉の雌雄と白木臺に飾り、本鮑
の長鬘斗廿連一臺、富喜の臺一臺等あり。盃は白土器三ッ組を松竹梅の白彩あ
る三方に乗せ、式三献、献立六臺、式三献、盛物附下捨臺は二臺、白土器、疑
所用にて本鮑長鬘斗廿連、尺二寸の三方一臺鶴鶴臺は尺八寸餘にて、西王母の
桃三個と松竹梅を飾り付けしもの一臺、甘の子押臺尺餘の三方に載せしもの一
臺、鳥臺は金色燦爛たる衣裳を附けたる高砂の厨と焼に、羽二重製の松竹梅あ
るもの、又對面の際に要する吸物は、鯛の鰭吸物にて尺の三方に載せしもの四
臺、下捨臺八寸四臺、白土器、其他長柄の銚子、和合の銚子等なり。
御料人當時の扮装 御料人たる嫁御寮浪子姫には、當日の媒妁役たる徳川公夫
人泰子の方の案内にて、静々と式場へ臨まる。其扮装は垂れ髪に桂紅の袴を着
け檜扇を手にし、襟に愛敬の御守をかき。徳川夫人も姫と略ぼ同じ扮装あり。
婿殿の扮装 婿殿たる利爲侯に冠を着け給ひ、袍單奴袴を召して、矢張り檜

葬儀式

靈魂……滅……不滅

凡そ世に生を受けたるものは、必そや死を免かるべからざるものなり。その死するや、靈魂の或は滅し、或は滅せざるものと解く人あり。抑も靈魂の滅、不滅は人生に多大の關係を有して、一日も忽すべからざるもの、深く研究を要すべきことたり。されど我が國の歴史を徴すれば、靈魂は決して滅するものにあらざるが如し。嘗つて大己貴神の出雲國御大之御前に座しける時

神光照海、忽然有浮來者、曰如吾不在者、汝何能平此國、由吾在故、汝得建其大造之績矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰吾是汝之幸魂奇魂也。

と日本書紀に見えて、大己貴神の幸魂奇魂を大和の三諸山に奉齋して大三輪神と稱したる事あり。また日本書紀の一書に

天照大神手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡。

ものありて、寶鏡を天照大神の靈魂となせり。これより神社の神体、または靈代に鏡を用ゐる事とは夥れり。然してこの他靈魂あるもの、肉體を離れて禽獸虫魚に化し、草木に乗り移り、はた死後に於いても動植物に變じたるもの多し。即ち皇師東征の日に當りて金鵄飛び來りて嚮導せるが如き、丹塗の矢に化して少女と婚せるが如き、或は白鳥に化したる日本武尊の如き、大蛇に化して蝦夷人を咬み殺したる田道の如き、はた白鹿に化したる山神の如き、その例甚だ少しとせず、よれ靈魂は不滅のものにして、容易に肉體を離れ、また形を變じて、死後に於いてなほ活動せるものと信じたる、太古の宗教心たりしあり。然してこの宗教心が、不滅の靈魂を解釋して、和魂、荒魂の二種より成れるものとせり。和魂はまたその働きによつて、幸魂とも稱し、奇魂とも稱せるあり。幸魂とは私記に是左支久阿良之无留魂也とありて、ろの身を守りて幸あらしむる意、奇魂とは奇しき靈徳を以て、萬の事を識別せしむるの意、この二者を總稱して和魂と稱し、仁厚、優美、寛恕などの情は之より出で、荒魂は武勇、強健、暴戾などの情を掌り、この二魂能く調和して、人体を支配するものとなせり。されば人の死するや、必ずその靈魂もまた人体を離れて、顯幽處を異にし、死

後必ず黄泉國に趣き、ろの一度黄泉戸喫とて、黄泉國のものを飲食する時は、復再びと顯世に歸る能はざる事は、伊邪那美命の黄泉國に趨かれたるに徴して知るべきなり。以上はこれ我が古代史の吾人に語る處にして、吾人のまた信すべきの事なりとす。余の如きは尤靈魂の不滅を信するものにして、動植二物にばかり靈魂の存せずして、山川また靈あるを信するものなり。故に世人往々怪異不思議を説くもれ、また靈魂の不滅より生ずるの話柄なりとす。かの大小の神祇を祭れる神社も、神木と稱するものあり、おほむね大樹老木にして、年代の古きを証し、由緒の欠を補ふも足るもの、また怪異の説を傳ふる事少しとせず。山川もと靈あり、草木獨り精あしとせざらんや。かの三十三間堂棟木の由来に於けるお柳の如き、高砂に於ける尉と姥との如き、もとより虚構の事なりと雖も、大樹巨木これ皆精靈あるものと信じたる太古の宗教心が、おほ彼等作者の腦血に遺傳し教訓して、戯曲も謡曲にこれを謳歌せしめたるものなり。総じて世の不思議を云ふもの、中、或は信すべく或は笑ふ可きものありて、一概にこれを退くるが如きは、余の敢て執らざるの處なりとす。元來不思議とは人智を以て議り知る可らざるものを云ふ。所謂理學の分子佛の極微、神の奇異な

ぎ、これをしも不思議と云ふ可らんか。その故いかんと云れば、理學上に於ける分子は、相集合して物体を形づくる。されどその分子なるものは到底人智を以て推究せらるべきものあらざり。さらば佛は如何に、人に非ざるこれを佛と云ふ。佛よく靈徳を以て物体を形づくる。その元素たる靈徳ハ極微に於て、所謂理學の分子なるものなり。神も亦同じ、微なる身これを稱して神と云ふ、神また能く奇異を以て物体を造化す、その元素たる奇異は、即ち目にも見えざる微ある身にして、所謂理學の分子なるものなり。故に理學の分子と云ひ、神の奇異と云ひ、佛の極微と云ふ、各その稱を異にすと雖も、歸納する處は元素に外あらざるあり。されば形体を爲せるものに怪異あらざり、分子に歸して始めて不思議あり。かの枯柳雨夜に光るが如き、人死して執着のなほ世に残るが如き、いづれも分子に帰して後の不思議なるものあり。依りて不思議と云ふ分子より成れる天地間の萬物、一として靈を有せざるものなし殊に日本は神國あり、萬物主宰の神各々の間に存と動物獨り靈あらんや、山川草木また精なかるべからず。さればこの靈一度人体を離るゝや、靈魂は即ち皇産靈神の御許に歸して、死屍の永く千歳住所と稱する。余の以て千歳住所と稱するものは、古史の以て

黄泉國と稱するもの、これ葬處、墳墓の地域に過ぎざるあり。

古代の喪葬

人生婚儀を大禮とするが如く、喪葬もまた人生最後の大禮たらざるべからず。死後厚くうの靈を祭と、かつ慰むるは、同じくこれ報本反始の謂にして、佛者の所謂冥福を祈るが如きものよはあらざるあり。然して葬儀の尤も古く史に見えたるは、天若彦を葬れるの時ありとす。古事記に、

高木神(中略)取其矢、自其穴穴衝返下者、中天若日子寢胡床之高胸坂北以死

(中略)故天若日子之妻下照比賣之哭聲、與風響到天、於是在天天若日子之父

天津國玉神、及其妻子聞而、降來哭悲、乃於其處作喪屋而、河鴈爲岐佐理

持、鷗爲掃持、翠鳥爲御食人、雀爲雜女、雉爲哭女、如此行定而、日八日

夜八夜以遊也、此時阿遲志貴高日子根神到而、吊天若日子之喪云々、

とありて、はいその儀式を知る便ありとす。これに依つて見れば人の死するや、妻子眷族ハ勿論、親戚朋友も來吊して、故人がこの世にありし時の事を、互に語り合ひて哀しみ慨き、その死をなほ疑ふが如く、枕頭脚邊を匍匐しつゝ、

働哭以て往時を忍ぶ。然してその死体を息めんが爲に、新に家屋を營ひ、これを喪屋とも殯宮とも稱せり。かくて御食人なるものあり、殯宮にある間、死者に供ふる饌を執り行ふ、また確女なるものあり、死者に供する米を舂き白くされば死者に種々ある饌を供したるもの、如し。今これを順序に説明すれば、葬事は人生最終の大禮たるの故を以て、務めて厚く之を葬るの風習ありき。その一度人の死するや、新に喪室を作りて之に移し、妻子親戚知己のもの、あひ集りて悲哀の極、その死者の名を呼びて、離れ行く靈魂を再び返さんと勤め、到底の蘇生をきを知るや、始めて死体を棺に收むるなり。その棺には木製、石製、陶製のものありて、普通には多く木製を用ゐる材には枝を選べり。かくて之を飾るに白細布を以てし、棺前に酒食を供して、故人生前の勳功善行等を追想せる詩詞を奏し、歌舞して以て其靈を慰むるあり。されど死したるもの、復と再び歸り來べきものもあらねば、遂に棺を野外に運びて埋葬す。その幽符の如きは、能く知る能はずといへども、岐佐理持とて、葬送之時戴死者食片行之人也とあるを以て、猶饌を擁して列に加はれるが如し。まの他符持とて、墓所を掃き清むる符を持ちて列に入ると、泣女とて悲哀を表さんが爲に、泣きな

がら棺に従ふものもあり。今この風習のきは各處に残れるものあり。谷川氏曰く、嘗聞紀熊野、若家有死者、備饒舌婆子、令之哭、告郷黨、隨價高低有哭泣輕重と、後世は泣女を一の商賈として、金銀米穀の高低に依りて、哭泣に輕重の差あるに至れり。みれ獨り日本のみならず、台灣、朝鮮、支那にもこの風ありと云ふ。まの他幡旗を懸へして途上を装儀し、音楽を奏して靈魂を慰し、手炬を燎して暗冥を照し、以て墓所に送葬するあり。然して葬壇の事は日本風俗史に、

葬壇は平地または丘壘を就いて起し、棺を納むるには外國に石槨を作り、上に土を盛りて墳を築き、恰も丘壘の形とあす、これには瓢形、楕圓形、圓形等の類ありて、貴賤の等級に従うて異あり、その周圍には溝を廻らせり。死者生前扈從の臣僕妻妾、その傍に葬むる事あれば、貴人の墳墓には陪塚少からず

とあり。まの日本制度通によれば、

神武天皇より後は、大抵丘にとりそへて御陵を作る。大凡開化天皇の頃より後に至りて次第に備はりぬその制山に依りて築き、大抵前を方に、後を

圓くして三段に造り成したるものあり。圓き方を高くして、まの下ふ石櫛を設けて御棺を納め奉る、方なる方はや、平にして、圓き方と前後相接す。その間はや、卑し、左右には圓き丘を築き、四圍には池溝を鑿廻らせり。用明天皇より後はこの制聊變り、方なる方はあくて圓丘のみとある。山より依りそへたるもあれど、平地より土を盛りて築きたるもあり、うちの中より石室を設けて石棺を納め奉る。石を疊みて墓道とし、室内に往來せらるべく造りたるもあるなり。

と見えたり。然してこの墳内へは、死者日常使用せる食器、兵器、裝飾、愛玩品等を埋む、これ靈魂なほ不滅なるを以て、死後と雖もこれを使用するあらんとの想像よりなり。

抑太古の俗、家に死人あれば、必ず他へ轉ずるの風ありき。これその汚穢を忌むの至す處にて、うち轉ぜんとするや、日常欠くべからざる器具のみを運搬して、他は悉くこれを土中に埋めて去るなり。故ふ今日なほ往々土中より、器具、食器の類のみを發掘するものあるはふれが爲あり。然して住屋は或は焼き或はうちうち棄て、去るなり。うちま、打ち棄てたる家を置津棄戸と稱し、後

に轉じては墳墓を稱する事にもなれり。神武天皇以來數十世の間、歴代必ず遷都のありしは、全くこの風習より出でたるものあらんと云ふ。

繼體天皇の頃、葬儀は關して頗る驕奢に流れ墳墓を大にし、死者に門口に珠玉を含ませ、屍には金銀錦繡を添へたりき。これより先殉死と云ふ事始まれり。この死者生前に於いて恩顧を受けたるもの、悲哀の極共に之に殉するに至りしが、後より一種の習慣となりて、君主おの崩御には、臣下の必ず殉すべきものと定まりたるが如かりき。然るに垂仁天皇の朝に至り、野見宿禰の建議に依りて、生人に代ふるよ土偶を以てしたり。これを埴輪と云ふ、以て陵墓を繞りて埋め立てたり。然るに寧樂朝時代に至り、古來の葬儀に一大變化を來したりしが、これ全く佛法渡來の影響として、未だ曾て見ざりし火葬の始まれるものあり。文武天皇の四年、元興寺の僧道昭寂しぬ。徒弟に囑して遺骸を栗原野に火葬せしむ、これ我が國火葬の始にして、持統天皇また火葬を遺詔し給ふ。これより火葬専ら行はれて、遂には佛式を以て葬送する事恒例となりぬ。墳墓も大に其規模小となりて、齊明天皇の墳墓に石櫛を廢し給ひて永制と定め、樹木を植ゑて墓標とし民間の墓所にも亦樹を植ゑて林とせよとの令あるを見たり。

これより大に葬儀に異變を來し、また唐制に依りて定められたるものありき。然るに朱雀帝以後は陵制をさへ設けられず、大抵火葬の後は天皇の御骨などは寺塔に納むる事もありしが、武家の世にあっては京都の泉涌寺を以て、毎に御葬地と稱し給ひぬ。然るに後光明天皇の崩御し給ふき、魚屋入兵衛の建議に依りて、遂に火葬の儀を止められ、王政一新に至りては、總べて佛式を廢し給ひ、國禮を以て葬儀を取り行ふ事とはなりぬ。然して民間の葬儀に至りては、平安朝時代に於いて、水葬などもありき。又は山野へ遺棄したるもありき。されど余の意ある處は、多く古代の儀式を伺ひて、以て今日に應用せんと欲したるものなれば、佛敎の渡來、唐制に模倣後は、強ひて茲に問はざる處なりとす。

葬事摘要

死ある家の人は、靜肅を旨とすべし、假りにも輕忽の舉動あるべからず、これ悲哀の情をして殺ぐの嫌あるが爲なり。まづ人の死するや、家人一室を掃き清めて、死跡を精淨の處へ移して安んじ、而には白布を以て覆ふべし。能く見納めなきと稱して、白布を撤するが如きは、死者に對して失禮あり。さて死跡を

安んじ終りたらば、枕頭に机を置き、机上に燈火を點じ、饌を供し、名香を燒くも苦じからず。名香はその薫り甚だ高くして、死者の靈をも慰め、はた臭氣をも防ぐものなれば、名香を薫する事は、今代然るべきの事ありとす。これより先集り居る親戚の中にて、死者と尤血縁遠き人は、神棚の前に進み、一拜して閉扉し、忘れても開扉又は獻饌等爲すべからず。次に喪主とあるべき人は、我が信頼する人を

葬儀の祭官

として、依頼すべし。うれ葬儀は上代に於いては決して今日の如く、葬儀に預るを職とするものはあらざりしあり。今の最も死者と能く親しみたる親戚、知己、朋友など、互に集り來て葬儀を執り行ひしかり。されば今日よても、齋主とあり齋官とある人は、何人を問はせ、喪主の信頼すべき人を執つて、齋主若しくは齋官に依頼するを得べきあり。故に官國幣社の神職としては、葬儀にたづさはるを得ずといへども、府縣社以下の神職にしては、その職を離れて、己人としてこれが依頼に應ずるは差支なきの事ありとす。されば神職として、これが齋主を依頼されなば、死者の産土神の社に就きて

歸幽奏上式

五十二

を執り行ひ、且つ齋官は何名、葬具は何々ど、死者の身分に應じて、その家人に注意し、準備を爲さしむべきあり。總べて葬儀は死後二十四時間を経過せざれば、火葬又は埋葬せられざるは勿論あれども、季節と身分とに依りて、成るべく二夜三夜、若しくは五夜に至るまでも、死躰を留め置き、今生の名残を惜しむべきなり。かく時日あらば、準備も整へて、死者に對する禮も失はず、靜肅よ、嚴重に儀式も舉行せらるゝ筈なり。さて家人齋主より注意を受けたらば、まづ

第一に 棺

を作らすべきなり。棺にハ被を尙ふ事上古の習俗ありしが、これは容易よ得難ければ、松、樅あどの、早く腐蝕せざる堅木を選びて作らるべきあり。然して棺の大小寸方等は、死者の体格に依りて相違ありといへども、まづ
長サ五尺 横二尺三寸 深サ二尺
蓋もこれに準して作らば、決して誤つ事あらざるべし。

第二に 上 柩

を白絹または白布にて作るべし。これ棺を覆はんが爲の料あり。

第三に 棺 台

を作るべきなり。みの棺台は都會の地ならば、如何に美しくも、立派にも作成せらるれど、僻陬の地にありては求むるに甚だ難きを以て、返つて種々の裝飾に体裁を毀つよりは、寧ろ單に棺を載せうるに足るべきの瀟洒たるに如ざるあり。されば余は上下の身分に通じて、之を勸むるものあり。

第四に 七五三繩

を要意し置くべし。こは入棺後、上柩をし、その廻りに張り回はすの料あればなり。然して棺の要意整ひ、棺中に死者を安んずべき、寢具の料を整へざるべからず。まづ

第五に 清淨なる藁

を能くすぐり、棺の中へ横ざまに敷き得る様、凡そ厚四寸程の多量を整へ置くべし。

第六に 蒲 團

五十三

を白絹又ハ白布にて、中へ綿を入れて二枚作り置くべし。その他白き單衣、綿
などを豫め用意し置くべきなり。

五十四

第七に 墓 所

の穴を掘り置くべし。墓所は古くより定まり居らば、とかく云ふ可きにもあら
ねど、新に選む可き所らば、成る可く見晴し能く、乾きたる地を求め、

深サ六尺 長サ六尺 横三尺五寸

に穴を掘り、四方に青竹を樹て、七五三繩を張り、地鎮祭の時の用意を爲し置
くべし。次に

御 靈 床

に要す可き物共を調へ置くべし。まづ

第一に 靈 代

さて死者の靈を遷すべき靈代を作り置くべし。靈代には清き石などを執りて用
うれども、正しくは鏡を用うべきなり。都會の裝束舖には、靈代として出来上り
居るものあり。即ち曲物にて、中に白絹を以て作りたる下敷を据え、うの上に

鏡を置き、同じ曲物の蓋をし、錦の上履懸けたるものなり。急の葬儀にて靈代の
用意間合はざる時は、櫛代にて幸櫃様の小き箱を作り、その中に清き河石を
入れて、靈代とし、後裝束舖より取り寄せて、遷靈するも差支なし。

第二に 白 絹

三尺程を要し、其他三方、荒拭、白木八脚机、燈明台、櫛、櫛立、献饌物等
を調へ、遷靈式、棺前祭、齋場式、埋棺式、祓式等に要す可き調度を要し置
くべきあり。然して齋場の常に設けある場合は差支なければ、若し新に設くる
時は、清き廣き地を選び、四方に青竹を立て、七五三繩を張り廻らし、棺を安
むる臺場を作り置くべきなり。まづこれにて式場其他の準備大方成りしが、齒
飾に要すべき

紅白の絹旗

客之旗、これに銘旗に要すべき白絹一旗、及び青竹の枝二本、藁履二個、墓標、
根越柳等を要すべきなり。然して
喪主の婦の立つ可き場合には、男喪主の服装は白の着物、白の布衣を用ぬ、

女喪主の服装は、白の着物に白の帯、白の足袋にて、髪は下髪にすべし。抑も我が國上代の風習は、男は髪を結び、女は髪を垂れたり、故に下髪は女の古風なりといへども、葬儀の場には悲哀のあまり、髪さへも結び兼ねたる表情法なるとす。

以上おれにて家人の準備と、のへ、出棺當日ともあらば、齋主、齋官等早朝より來りて、御靈屋に七五三繩を張り、墓標を認め、靈代を認め銘旗を認め、葬儀に關する一切を檢按し、埋葬認許状をも檢すべきあり。檢し終りて遺漏なくば、靈代を安置すべき靈壇を、家人を督して要意すべきなり。抑もいれづの家おても、

御 靈 床

を設くるには、大方床間を以て之に宛つるが如し。さらばまづ床の奥へ八脚の高机を据え、その前へ同じき八脚の少し低き机を据え、うの上へ荒紙を敷き、その上へ猶白絹を前へ長く敷きて、うれに靈代を安置すべし。然してその左右靈代の書き方は、鏡の裏面中央へ姓名、その左右へ生年月、歿年月を彫るか、又は書き付くべし。

に脚を立て、床の前額に白絹の幕及び七五三繩を張るべし。茲に準備全くあらば、齋官を分ちて墓所につき、

第一 地 鎮 祭

を執行すべし。うの次第を記さんに、まづ青竹に七五ひぬき渡ししる中、穴の前面に荒紙を敷き、その上へ入脚机を置き、神座を据えていよく式始まる。

- 先 大麻ヲ執ツテ四方ヲ祓フ
- 次 鹽水ヲ執ツテ四方ヲ祓フ
- 次 大地主神ノ降下ヲ祈ル
- 次 献饌
- 次 祝詞
- 次 撤饌
- 次 昇神祝詞
- 次 退出

右終つて神座、机、薦等を撤去すべし。右地鎮祭に預りたる齋官歸り來らば、齋主以下齋官うの他喪主、血縁の者、服を改むべし。総べて葬儀に係はる齋主

の齋服を着して凶事巻纏とし、齋官は白の零服を着用し、仮にも色の服を着すべからず。

さていよいよ式始まらんとするや、血縁の者寄りて

入棺式

を行ふべし。うの順序をいは、まづ棺を死者の枕邊近く寄せ、切藪を横様に敷き、その上より白の蒲團を延べ、うれに死者を仰様に平に寝せて枕を加へ、うの上に白の單衣を着せ、季節に依りて女ならば嫁入衣を入るとか、男ならば羽織、袴、紋服を入るとか、神職などならんには相常服など入るゝ事ありて、うの上にまた蒲團を覆ひ、軀の動かざるやう、綿もてこれを詰め、さて後蓋をあし上覆をし七五三ひきわたして低き台上に安んじ、その前に机を置き、寢具を早く取りかたつくべきあり。茲に入棺式終れば、齋主以下靈壇の左右に座し、

移靈式

又入る

先 副齋主立ッテ靈壇ニ進ミ一揖靈代ヲ奉シテ棺前ニ進ミ机上ニ安置シ一

揖シテ退ク

次 齋主立ッテ棺前ニ進ミ二拜短手靈代ノ上覆ヲ取り蓋ヲ開キ懐中ヨリ祝詞ヲ出シテ移靈ノ辭ヲ奏ス奏上次第ハ普通祭典ノ祝詞奏上ト同シ但シ拍手ハ総テ短手ト稱シ音ノセザル程ニ拍ツ可シ以下皆同終ッテ前ノ如ク蓋ヲシ上覆ヲ懸ケ二拜短手ニテ退ク

次 副齋主立ッテ棺前ニ進ミ一揖一拜靈代ヲ奉シテ之ヲ靈壇ニ置キ一揖一拜シテ退ク

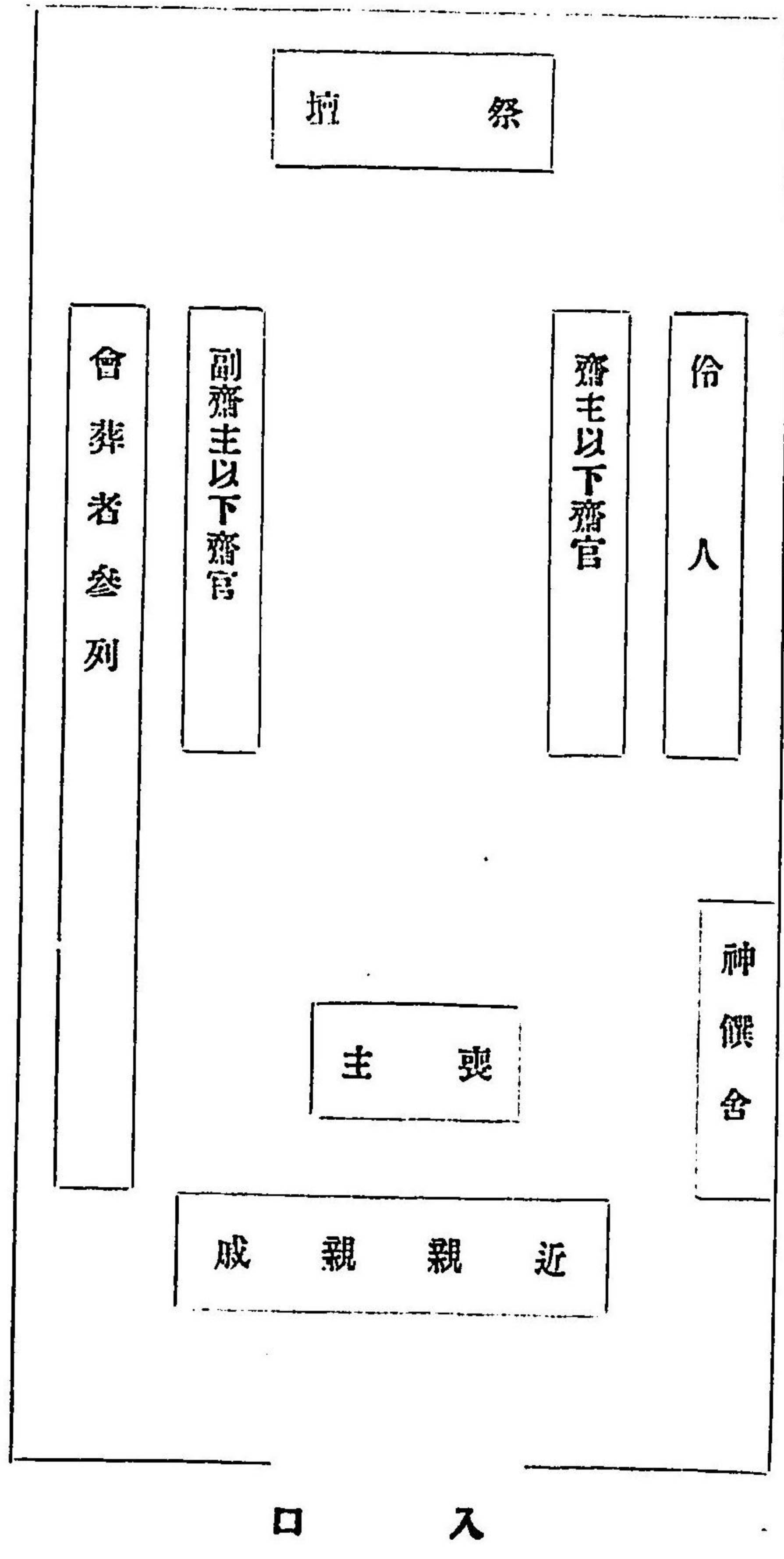
これにて移靈の式終る。この時副齋主の態度は極めてむつろしきものにて、まづ齋服の袖もて靈代を奉じ少しうなだれて悲哀の情を表すなど、大に衆人の感動をひくものたり。これ死躰を離れて、靈魂は靈代へ移るものあれば、血縁、知己のもの、茲に至つて悲哀の極に達するものなればあり。これより續いて

靈前祭

に入る。

先 齋官二人立ッテ神饌所ニ就キ燈明ヲ捧ゲテ靈前ニ据エ火ヲ點シテ退ク
次 齋主起ッテ靈前ニ進ミ二拜短手シテ靈代ノ上覆ヲ除キ蓋ヲ取り二拜短手シテ退ク
此間諸員平伏

(牽馬) 馬丁 墓碑 白丁 白旗 白丁 紅旗 白丁 喪主 親戚 親戚 近親 會葬者
 右行列中()を施したるは、軍人などの葬儀に應用すべきものありとす。
 葬場式



行列の葬場に到るや、

- 先 眞神及ヒ紅白旗等ヲ齋場外ノ左右ニ樹ツ
- 次 神饌櫃ヲ神饌舎ニ昇キ入ル
- 次 齋主以下着床ス
- 次 銘旗ヲ齋場ニ入レ立チ止ル
- 次 俗人道樂ヲ奏シナガラ着床
- 次 根越 ヲ齋場ノ左右ニ樹ツ
- 次 造華ヲ根越神ノ前頭ニ樹ツ
- 次 喪主以下着床ス
- 次 棺ヲ祭壇ニ安置シ銘旗ヲ棺ノ後ニ樹テ杖、香、墓碑等ヲ棺ノ側ニ安置ス
- 次 (勳章ヲ棺前ニ安置ス)
- 次 (牽馬ヲ齋場外ニ繋ク)
- 此時俗人道樂ヲ止ム
- 次 齋主棺前ニ進ミ二拜短手シテ退ク

此間諸員起床

- 次 副齋主以下神饌ヲ傳供ス 此間奏樂
- 次 齋主祭文ヲ白ス 此間諸員起床
- 次 副齋主誄詞ヲ白ス 此間諸員起床
- 次 喪主玉串ヲ捧グ
- 次 近親以下玉串ヲ捧グ
- 次 撤饌 此間奏樂
- 次 齋主棺前ニ進ミ二拜短手シテ退ク 此間諸員起床
- 次 退出

これにて齋場式終る。これより棺を墓所に送りて埋葬の順序とあるが、この前に於いて、齋官二人齋場より早く歸家し、大麻盥水を執つて祓の詞を奏し、家中を祓ひ清め、次に門前に待ち受けて、齋場及び墓所より歸り來れる人々を祓ひ清む。これを

清 祓 式

といふ。さて棺は次第ニ齋場を出で、葬處に向ふ。葬處ハ早くこれをハカと云へり。この意は葬カ處の畧言ありと説く人あれ

ども聞えず。こはハカン、ハキと働く詞にて、即ちウシハシの意なり。されば千歳住所を領く意にて、領の義なる事著し。これより

埋 棺 次 第

となるなり。

- 先 棺ヲ墓所ニ移ス
 - 次 喪主埋葬詞ヲ白ス 但シ副祭主代讀モ宜シ
 - 次 埋棺
- 此時靈前祭以後ノ供物及ビ杖、沓等ヲモ穴ノ中ニ埋メ、死者ノ履歷ヲ刻シタル瓦、石等モアラハ同シク埋ム可キナリ
- 次 墓標、根越神ヲ順次樹立ス
 - 次 喪主神饌ヲ供シ畢テ諸員拜禮
 - 次 各退出

これより葬所を歸りて

歸 家 靈 前 祭

を行ふ、次第は移霊後の靈前祭と同じければ略す。これより

翌日靈前祭	翌日墓所祭
十日靈前祭	十日墓所祭
二十日靈前祭	二十日墓所祭
三十日靈前祭	三十日墓所祭
四十日靈前祭	四十日墓所祭
五十日靈前祭	五十日墓所祭

一年祭	二年祭	三年祭
四年祭	五年祭	拾年祭
二十年祭	三十年祭	四十年祭
五十年祭	百年祭	

を順次執行し、五十日に至りて七五三繩を撤し、靈代を祖先代々の靈床に移し、総べてのものを撤し、祓式を行ひて、屋内を清め終る可し。然して墓標を撤し、墓石に改めあせするも、五十日過ぎての事なり。これより靈祭を執行せんとならば、

どうやよ爲すべきなり。

喪葬雜俎

短手 とは、シノビデと稱して、悲哀のあまり、うの手の届き合はざる程の音に拍つより、しか名づけたるもの、如し。されば葬儀には、總べて音のせざる程に手は拍つべきあり。

音楽 葬儀に用ゆる音楽の、悲調を執るものなれば、陽の樂を用ゆるをよしとす。太鼓は陽の音をれ用ひぬ。されど軍樂は別に制定したるものなれば、この限りにあらず。

湯灌 と稱して死者の身体を拭ふ事ありしが、今日よては爲さざるをよしとす。あるべく死者の身体を動かさざるは禮あり。

喪主 は白の布衣に風折烏帽子を戴き、素服を加へ、素足に藁沓を履き、青竹の杖をつきて棺を送るあり。

墓標 は檜又は杉を角に彫り、頭を角尖になし、表面には故官位勳等姓名之墓を記し、女子は故藤原信子墓と然るべく、裏面には生年月、歿年月を記入すべし。

墓石 には石を角に刻み、二重臺若しくは三重臺として、美麗を装へども、元來石を角に刻むは佛説に依りたるものにして、正式にはあらず。齊明天皇の崩御し給ふや、専ら薄葬を旨とし給へるより、陵墓には從來の石柩を廢し給ひ、棺を地上に置き、四方より土を盛り上げて土饅頭の如き形とし、これに樹木を植えて墓標とし給へるより、民間にも傳播して、大に古風を變ずるに至るぬ。その墳墓や石柩なく、只棺を覆ふに土をのみ以て去たりしより、猛犸の如き、往々これを發掘して、死骸を食する事ありしかば、墓標として墓上又は柩の木を以て植えたる事あり。柩の實や元來有毒にして、木の實を拾ひて生活する禽獸は、少しもふれを食む事なし。故に獸類を避けんが爲に、有毒の柩を墓上に植えたるなり。ざるを今日にては、墓前に捧ぐる花は、柩に限られたるが如くありしは、大にその根源を誤りたるものと云ふべきなり。決して柩は手向の意味にはあらずなり。とにかく樹木を以て墓標となしたるは古き事なり。ふれより又丸石を墳墓の上に置きて標としたる事もありしが、後にはこの丸石を臺に載せ、またその上に笠石を載せ、以てその体裁を爲したるもの、俗に曰ふ五輪の塔なりとぞ。既にこの五輪の塔に至り、角石に至れるは、皆佛法に傾向

せる影響あれば、今日その墓石を選ぶに當りて、天然石をそのまゝ用ゆ、表面には官位勳等姓名之墓、或は奥域とも書し、裏面には故人の履歷を彫りて永遠に傳へ、さもかくば生年月、歿年月を記入する事穩當なりとす。

諡號 是死者生前の勳功善行に徴して、諡號を附したりしあり。されば諡號の始めは、或は文武の朝といひ、或は桓武の時とも稱して判然せず。それも佛法入りてより、宇多天皇の朝頃、遂に諡法なく、院號及び居地の名を執りて送り奉るが例ありき。然るに安德といひ、崇徳といひ、順徳を稱するを、諡法のすたれたる中にめづらしき事ども彫り。今日に至りては英照皇太后などの諡號を見る。されど民間には遠慮すべきにや。

銘旗 白絹にてつくり、故官位勳等姓名之柩と記し、女子は故此花散子之柩と記すべし。刀自、郎女とては今日にてはいないあらんか。

服 忌 令

人死すれば服を改めて喪に居る事、我國古來よりの慣習なりき。即ち死するや、

新に家屋を營みて死屍を之に移そ、名づけて喪屋といふ。この喪屋の中に親戚故舊血族のもの籠りて、相悲泣するより喪に籠るとはいふなり。服忌の事これより始まる。日本制度通に

服忌いふしへは服忌といふ。職事官の喪に遭ひたる時、暇を賜ふ義にして、服忌は喪服を着ることあり。大寶の時始めて服忌の制をさだむ。

君天子をいふ 父母 夫 本主

右一年

祖父母 養父母

右五月

曾祖父母 外祖父母 伯叔父姑 妻 兄弟 姉妹 夫之父母 嫡子

右三月

高祖父母 舅姨 嫡母 繼母 繼父同居 異父兄弟姉妹 衆子

嫡孫

右一月

衆孫 從父兄弟姉妹 兄弟子

右七日

職事官父母の喪に遭ふ時は、並に解官と、自餘は皆假を給ふ。夫、祖父母發父母、外祖父母には三十日、三月の服には二十日、一月の服には十日、七日の服には三日とす、無服の殤は生れて三月より七歳に至るまでをいふ本服三月ならば假三日を給ふ。その一月の服には二日、七日の服には一日なり。又受業師の喪は三日を給ふ、爾來歷朝皆之に依る。武家の制小異同ありといへども、概ね異なるよしあり。今の制は即ち武家の法あり。

服ハ天皇は本服二等以上の親の喪の爲は、錫紵を服し、三等以下及び諸臣には、帛衣を除く外、雜色を通用し給ふ。庶民は藤衣とて、布を鈍色に染め、親疎によりて濃薄あるものを着たりしが、いつの頃よりか棄たれにけり。そもく服忌の制はもと人情に本づきて定められたるものにて、親戚の喪に遭ひしはきは、悲哀の情切にして、心專一ならざるまゝに、假を給ひ、また喪服を着るはきは、猶うの情のさめやらぬすがたあり。されば仮竟りて後、公事に從ふにも、猶喪服をがらに出仕することなりき。又奪情從公といふ制あり。これは喪服の中にて、樞要器量の官人は出仕を許

さるゝ事にて、朝参には朝服を着し、家に在りては猶喪服を着したるを、後に喪制の事も絶えたる故、たゞ除服出仕といふ名稱にのみありて、官人たるものは、概ね許さるゝ事とされり。

又大寶令に五等親の差別あり。これは法律上の場合によりて親族をかく區別したるものと見ゆ。故に親戚の輕重をもて定めたる服紀とはまた異なる事あり。例せば外祖父母は四等親なれど、服は三月とし、庶子は一等親なれど、服は一月とするが如し。

五等親圖

- 一等 父母 養父母 夫 子 養子
- 二等 祖父母 嫡母 繼母 伯叔父 姑兄弟姉妹 夫之父母 妻妾
姪 孫 子婦妾 父妾
- 三等 曾祖父母 伯叔婦 夫姪 從父兄弟 姉妹 異父兄弟姉妹
夫之祖父母 夫之伯叔姑 姪婦 繼父 同居夫前妻妾子
- 四等 高祖父母 從祖々父姑 從祖伯叔父姑 夫兄弟妻妾 再從兄弟
姉妹 外祖父母 舅姨 兄弟孫 從父兄弟子 外甥 曾孫 孫婦

妻妾前夫子

- 五等 妻妾父母 姑子 舅子 姨子 玄孫 外孫 女孫

今の制はこれに同じ

と見えたり。かゝる等親族間の喪も、除服出仕及び忌明けの輩は、神社の祭典奉仕苦しからず、又一般參詣の輩は、死葬に預りたるものと雖も、當日のみ憚るべき旨、明治六年二月布告ありたり。然して明治の初年までは、服紀に京家武家の二制存したりしが、革新の今日、法律上不都合なりとて、明治七年十月第八號布告を以て、京家の制を廢せられてより、今日現に行はるゝ服忌令は、大概武家式法に依りたるものにして、左の如し。

一 父母 忌五十日 服十三個月

父の服忌滿たざる内、母の服忌かゝる時は、母死去の日より定式の忌服を受くべし。遠方より知らせ來れば、父母は聞きたる日より定式の忌服を受く。但しの餘は残り日數を受くべし。離別の母にても、互に定式の忌服を受く。但し父の離別せし實母を離別の母と云ふ〇離別の母他へ再嫁するも定式の忌服を受け、その親類も亦定式の忌服を受く〇妾腹の子、父の母(妾)を離別し、

うの妾他に再嫁するも定式の忌服を受く、若しうの妾父の戸籍に入らざる者も亦同じ、その妾の親族忌服なし○嫡子、庶子、養子の差別あり○父他より養子に來り候節は、父に於て養子の忌服定式の忌服を受くるに付その子に於ても父の養方は定式の忌服を受け、父の實方は祖父母、伯叔父姑半減のこと○母他の養女にて、父へ嫁し來る時は、母の養方は定式の忌服を受け、實方は半減の忌服を受く。

一 養父 忌五十日 服十三個月

養父死後、義絶の養母、生家へ復し、他へ嫁せざれば定式の忌服を受く。但し他へ嫁せし時は忌服無之○養父死亡、婚姻未済の養祖父の娘は、養方叔母の續とあり、定式の忌服無之○養父死後、養母他へ嫁したる時は、妻は家女にてその養母の妻の實母なるも忌服無之、養母嫁女にて離縁の上養家に復皈せし時は、伯母甥相互の忌服を受く○養父養嗣子の繼母に方るも、之を養母と定めたる時は、養母定式の忌服を受く○養父死去嫡孫承祖あるも、養母は定式の忌服を受く。

一 嫡母 繼父母 忌十日 服三十日

嫡母とは妾腹の子より父の正妻を指その稱呼あり。若し本妻死去し、父後妻を娶りたる時は、本妻の子よりも妾腹の子よりも繼母と唱ふ、嫡母の親族は忌服無し○父の先妻の父の後妻の子より父の先妻と唱へ忌服無し、但し妾腹の子は父の後妻を嫡母とし、定式の忌服を受く、父後妻を娶りたる後生れたる子、嫡母對面せざる時は忌服を受けず○嫡母より妾腹の子は忌服無し○繼父母の親類忌服無し○父死後へ後夫を迎ふる者之を繼父と稱し、母の連子して後夫に養はる、者(養子にあらす)又之を繼父と稱す、但し母他へ再嫁するも、その家へ連れ越さざる時は繼父の稱なし○先妻の子、父の後妻を呼んで繼母と云ふ。

一 高祖父母 父方十日 服父方三十日

養方定式、實方服忌無し、母方には忌服無し、一日遠慮。

一 曾祖父母 忌父方二十日 服父方九十日

養方定式、實方服忌無し、母方には忌服無し、一日遠慮。

一 祖父母 忌父方三十日 服百五十日 忌母方二十日 服九十日

養子實方半減○離別の祖母忌服差別無之○祖父母、伯叔父姑は何様入り組み

たるも、半減より減することあり○妾にても祖母は忌服差別無之、但妾親類
よては祖母の忌服を受けず○祖母他へ嫁するも忌服差別なし○養子實母方の
祖母妾にて他へ嫁する實母方祖母、即ち半減の忌服十日三十日受之○嫡孫承
祖の妻、祖父母の忌服ハ沙汰に及ばず○孫よりは實方祖母半減の忌服を受く。
○孫の方にては祖父母半減の忌服を受く。

一夫 忌三十日 服十三個月
縁組するも婚儀未済ある時は忌服無之。

一妻 忌二十日 服九十日

婚儀未済なる時は忌服無之、結納爲取替たる時は二十日遠慮、結納取替せざ
る時は遠慮に及ばず○妻は初後とも忌服差別無之○妻離別すれば子あり、他
に嫁せざるも忌服なし。

一夫の父母 忌三十日 服百五十日

夫の父母とは舅姑を云ふ○夫養子にして、妻家女ある時は、夫の父母忌服無
之○妻他女にして、夫養子ある時と、夫の養父母ハ、夫の父母定式の忌服を
受け、夫の實父母は忌服無之○夫養子ある時は子の妻に於いて、夫實方の親

類は総べて忌服無之○夫妻腹の子なる時は、その妾死するも、子の妻に於て
忌服無之、但入籍したる者なる時は、姑同様子の妻忌服受之。

一嫡子 忌二十日 服九十日

相續を譲るべきものを嫡子と云ふ、故に嫡長子にてもその家の相續を譲らざ
る者は、末子の忌服を受く、養子次三男にても相續人に相立ちたる時は、嫡
子の忌服を受く、嫡子は今云ふ嗣子あり。

一末子并娘 忌十日 服三十日

末子養子に差遣候共、末子同様の忌服を受く○娘人の養女にあるとも、末子
定式の忌服を受く。

一養子 忌十日 服三十日

養子實方の親類は、父母を除くの外忌服半減○父も養子、子の身も養子ある
時は、父の實方、忌服無之、但嗣子養子の例にあらず。

一養女 忌十日 服三十日

養女は入贅し、又は他へ嫁するも定式の服忌あり、但入贅とは養女に贅を迎
へて嗣子とするを云ふなり○養女へ入贅し、贅の家の相續に立つ時は、養

父母の服忌は定式の通り受之。

一嫡孫 忌十日 服三十日

嫡孫は嫡長男(嗣子)れ子なり○嫡孫他へ養子よ遣はそ時は忌服無之。

一末孫 女孫 忌三日 服七日

他家相續の孫は忌服無之○養女の子は末孫の通りの忌服を受く、但し養女養父の方より縁付けける養女の子、并に婚儀に付いての養女の子は忌服無之○次三男他家の養子となり、出生の子ハ祖父母に於て忌服無之。

一曾孫立孫 忌三日 服七日

娘方曾孫立孫とも忌服無之○嫡子の方曾孫、立孫、長次三男の別無く、三日七日の忌服を受く。

一兄弟姉妹 忌二十日 服九十日

人の養子とありたる時は、實方兄弟姉妹相互に半減の忌服(十日四十五日)○養女にあり他へ嫁せし時、實方半減の忌服にて、祖父母、伯父姑、兄弟姉妹は何様入り組みたる養子にありも、半減より外忌服減ずる事なし○長男本家の養子となり、實父他より養嗣子を爲したる時は、實方弟の續とあり、兄弟相

互に半減の忌服受之○次男他の養子とあり、その實方兄(嗣子)死去實父も死去し、一旦家斷絶の後、他人の家の家名を再興したる時は、その者は實方弟の續と相成り半減の忌服受之。

一伯叔父母 忌父方二十日 服九十日 忌母方十日 服三十日

養子實方種違共半減の忌服受之○父養父の實方伯父は半減の忌服、甥ハ忌服無之○離別の母の姉妹ある伯叔母は、通路を爲す爲さるるに關せず定式の忌服受之○他人の養女にて父に嫁しよる母の異父兄弟は、伯叔父半減の忌服受之。

一甥姪 忌三日 服七日

養子の實方忌服無之○異父兄弟姉妹の子は半減(二日四日)の忌服を受け、甥姪よりは伯叔父半減の忌服を受く、養父とある時は甥姪忌服無之。

一従父兄弟姉妹 忌三日 服七日

實方種替りとも忌服無之、従父兄弟姉妹とは、兄弟姉妹の子と呼んで唱ふる稱にして、その母方を従母兄弟姉妹と云ふ、何れも従弟又は従弟女の事あり○従弟と従弟女と配偶し、而して離縁復版せし時は互に忌服無之。

一異父兄弟姉妹 忌十日 服三十日

同腹別種之を異父兄弟姉妹と云ふ○後妻入嫁の節、先夫の子を連れ越し、その後、後夫養子を迎ふる時は、その連子と養子とは、異父兄弟姉妹と見做すべし、但しその連子を後夫養子と致し置き、更に養子を爲したる時は、養方兄弟姉妹の忌と同様に有之○實母父の妾にて他へ嫁したる後、出生の子は異父兄弟姉妹の稱呼無之○異父兄弟姉妹の子にして、伯叔父母及び甥姪の稱あるものは半減の忌服受之、親の異父兄弟姉妹の子は忌服無之○後妻の連れ越したる娘と、後妻の家に於て出生の時は、異父兄弟姉妹の定式の忌服受之、後其子他へ養女に相成りたる時は、異父兄弟姉妹半減の忌服受之○娘へ養子を爲し、女出生後右養子死去、更に他より右娘へ再び養子を爲し、出生の子との異父兄弟姉妹の續にて、相互に十日、三十日の忌服受之、其一方の子よりは、伯叔父姑半減の忌服を受け、伯叔姑の方よりは甥姪半減にして、二日四日の忌服を受く、右甥他家の養子となる時の忌服無之、右姪他家の養女とある時は忌服差別無之、他の養女とあり入贅するか、又は他へ嫁する時は忌服無之、而してその實父兄弟姉妹の子と子に於ける互に忌服無之。

一七歳未滿

父母三日遠慮日數を経て、聞き及び候節は遠慮に及ばず○七歳未滿の娘に養子を爲し、養子死去婚姻未濟の者は、養母に不相成、伯母の忌服受之○七歳未滿の子、他の養子に相成り死去候とも、實父母は三日遠慮、兄弟姉妹甥姪共一日遠慮○從弟七歳未滿にして死去するも一日遠慮○七歳未滿の者の親類死去し、八歳にあひ成り右死去の趣聞き込みたる時、父母のその聞き込みたる日より五十日十三個月の忌服受之、其他親類は忌服日數殘餘あらば、殘日數忌服受之、但し遠慮に及ばず。

また觸穢といふ事あり、日本制度通に記して曰く、

觸穢とは汚穢に觸れて、その氣を受くるをいふ、これも穢氣を蒙りしものなり、志精一ちらざる恐れあるによりて、神事には殊に之を忌むなり。大賀の制、神事あるごとに、必ず諸司をして散齋致齋せしむ。其散齋の内には、妻を問ひ、病を問ひ、肉を食ひ、刑殺を判し、罪人を決罰し、音楽を作り、穢惡の事に預ることを得ざらしむ。

後には神事のみならず、穢に觸れたるものは、内裏にも出入を禁し、人に對するも忌み憚るべき事とされり。穢といふ人死日^{三十} 改葬日^{三十} 傷胎日^{三十} 産日^{七日}

觸失火所七日 五體不具七日 喫猪鹿穴三日 六畜產牛馬雞五日 吊喪三日 問病三日
 到山作所一日 遭三七日法事一日 等なり。この他血、炙七日 五辛大蒜葱薑蒜七日 月
 水、懷妊、及び汚穢について甲乙丙の次第等ありき。

と。然れども維新後は総べてこの觸穢の忌を廢せられたり。さりながら人死、
 改葬、傷胎、産、吊喪、月水等の穢に觸れたらば、よろまぐ之を忌みて被すへ
 きなり。被り我が國太古よりの良習にして、伊邪那岐命、黃泉國より歸り給ひ、
 穢を被ひ清めんと思して、桶の小門にて潜水の儀ありき。これその身に觸れた
 る穢を清め給ひしものにして、今に至りてなほ盥水をもて之を被ふは、汚穢を
 清めんとての意なり。大麻を以て被ふは心の罪惡を被ふものにして、盥水の儀
 とは大にその趣を異にす、誤るべからず。さて我が國の風習として死葬あるや、
 血縁の者多くは白色及び鈍色の衣を服す。白はもと色の素にて清く明かあるも
 のあれば、生死いづれに係らず、極めたるはれの儀には着するを本儀とすれ
 ばあり。さるを死葬の時にのみ白色を用うるものと思へるは誤なり。鈍色はそ
 の字の如く、にぶりたる色にて、人の死あるや、悲哀の情せまりて、心もにぶ
 るがちに、涙の晴れやらず、むすぼれたる様をあらはしふる色にて、即ち表情

色の服といはんが如し。美ある色の衣着すれば、自然心は悲哀を離れて他へ趣
 き情のさむるよりはあやかあらぬ色の服を着するあり。今日また大にこの鈍色
 の服を用うる事とはなれり。然して各國にて用ゆるる、喪服の色の重なるもの
 は左の如し。

- 一 黒色 光の飲乏を表する形り、歐洲各國之を用う。
- 一 白色 絶望を表する形り、日本支那等之を用う。
- 一 深紅色 悲哀の色おして、佛國王家の屢用かし所あり。
- 一 黄色 黄みたる枯葉に比して哀しむあり、埃及緬甸にて用う。又佛國ブリタ
 ニヤ地方にて寡婦の帽子にこの色を用う。
- 一 紫色及び青蓮色 佛國にて大僧正及び國君を哀む時に用う。又青蓮色は土耳
 其國にて一般に用う。

一 薄鳶色 枯葉の色に形せり。波斯國にて用う。
 一 灰鳶色 土色に形せりエチオピア及びアビシニヤ地方に用ゆるる。
 然しあがら喪服の色の如きは畢竟これ表面のみ。心實の情に於て悲哀を表する
 を主とす。喪服を着けて心亂る、それ既に悲哀をうまへるものにして、偽善

の甚しきものといふべし。

葬祭文例

地鎮祭祝詞

かけまくもかしこきや、大地主神の御前にまをさく、何某の君よ、この世神去りましぬるかたに、千代の住所と、遺骸を藏めまつらんとして、これの奥津城處を選び仕へまつれるまに、土のくづる、事なく、石のゆるぐ事なく、永久にあらしめ鎮めまつりて家族の常も参り來るたよりあらしめ給へど、こひのみ奉ふくと白す。

移靈祭詞

あはれあな悲し(姓)の君万自は身まより給ひぬ。汝が命の現世に居まそかりし程は、(夫)あらば背、父ならば父のみの父背の君に仕へてまめくしく、子を教へて慈くしく、家を治めて賢しく、事に渡りて至り深く永久に居ませと祈りし事も仇なりけり、頓の病症にこの世を早くし給ひて、遂に行く道とは兼て思へども、夫を置き子を置きて、出で立つ旅の嘸や淋しくあるらん、つれなの出立や、

憤ろしの旅立ちや、魂かへす仙人の術さへあらば、今一度呼びかへさましを、まゝならねばこそ愛世とや、さる道の無きこゝ悲しけれ。いかゞ歎きいかに悲しめばとて、逝く水の歸り來べくもあらず、さてしもある可き事ならねば、汝が命の御魂をこれの形代に移し奉り、代々の祖先等の御魂床に置き据え奉る、幽冥ながら共に相語りて、家の爲子の爲親族の爲あひ守らひ給ひて、家門高く教へ導き給へ(名)の命よ。

靈前祭詞

これの小床をまばしの御靈屋と定めて、置き奉り安め奉る、何某の命の御靈の前よ白さく、あはれ現身の世れ中に、さらぬ別れのあくもが、千代もと祈るは、昔も今も人の子の真心にて、遂に往くべき道の、免れ得ざるは能く知りてあれど、昨日今日とは思ひもかけぬ事の、あまりに頓なるこそ現ともおもはれぬ。いま汝が命の、この世神去りましぬるは、家の爲世の爲、かへすくもあたらしの極みにて、夢ども現ども思ひわくべき方もなく、詮すべしに歎き感ひて、徒に涙の數のみぞ多き。されど世の運命とて、一度はその數にもれぬならはしの、仙人の術もこれのみはあらしものを、いま遺骸を御棺に藏めて、

御靈をこれの御靈壘に移し、長く家の守神と齋ひ奉れるからに、家の爲家族の爲、子孫の八十積きに至るまで、おのがむきくあらしめず、直く正しく誠の道に導き給ひて、家門廣く家名を高く、いかし八桑枝の如く立ち榮えしめ給ひて、御祖先達と共に守り恵み幸へ給へど、種々の御饗献り置きて、乞祈み奉るさまをさこし召せと白す。

棺前祭詞

何某の命の棺の前に申さく、汝が命のこの世神去り給ひしより、家族親戚の歎き悲しむ様れあまりあるまゝに、日は二日夜の二夜、遺骸を留めて忍び奉れども玉の緒長く絶えはてし、またと歸らぬ旅路の空、曇ると見しは涙にて、露けき秋をうらぶれの、心も身も濕りがちなるを、をしや別の今更に、どめてとまらぬ袖袂、名残を齋床に安め奉りて、今しも遺骸を奥津城に送り奉る。あはれこの御送りや、御別れや、永久にあひ見ぬ例とて、また今更に歎かるゝ、涙を袖に包みつゝ、棺を出だし奉らくを、かき行く道に恙なく、心穩に出で立たせ給へど申す。

葬場祭詞

玉鐙の道の長手を護り送り奉り來て、これの葬の場にしばしかき据ゑ安め奉れる、何某の命の棺の前に白さく、あはれ汝が命は、現世の數にのれずと、遂に逝くべき道を分げ給ひしは、悔しく忌々しく憤しの極みあれども、病の憂瀕に長くさそらひて、醫師藥のしるしも仇ある身の、はやく臨終の期と覺りて、精神はたしに思ひ惑はず、高く雄々しく定め給ひて、常掟たる要意を、家族の忘れず落ちず守らひぬれば、安々と御眠りに入りましぬるがごと、これ世隠りて歸り來まさぬ旅へと赴き給ひぬ。悲しとは生みの子の常あれども、その精神をこげつぎて人の爲世の爲、家の爲、つくす誠のありとせば、遺骸のみ多尖せ給へるにてありけり。されば現世にありて、公、私事にまめくしく人の爲とて惜しからぬ辛苦も、その功績は千名の大名にあらはれて、幽冥に入りての後も、神の御寵賞めでたくましなん事もあきらけし。されば汝が命の神靈にねぎ白さくは、幽明處を異にすと雖ども、天翹り國翹りてこの世を見をなはし、現世ながらに思し守り給ひて、奇魂幸魂のしるしをあらはま給ひ、はた永久の樂園に楽しくよろこばしくあらせ給へど、今し葬の式仕へ奉りて、遺骸を千歳の住所に送り奉るを、奥津城處の石の動きなく、安く穩に鎮まりませと白す。

誄 辞

八十八

こは更級郡の神職庄田義人ぬしの、みまかられたる時に、しぬび奉りて讀みたるものなり。

かしたるも悲しきかも庄田の大人や、悔しきかも忌々しきかも義人の君や、汝が命にして今この御葬の式あらんとは、思ひもかけざりける事よ。命の天保十一年十月十日を以て生れ、庄田大膳正の才な子とまして、やうく年長け給へる程に、平田鏡胤大人、矢野玄道翁に就きて、敷島の道の手振を學び、丸山源五左衛門主に従ひて、唐鳥の跡を尋ね、あはれうの道の緇奥を研めて、嘉永の七年より父命の後を襲ひ、小松原神明宮、布制神社両社の神職となり、河内守と任られて、大内裏の御階のもとに御惠の露を掬ひ、元治の二年には松代藩主真田侯の爲に身を致し、心を盡すの言立でに依りて、斜ならぬ仰言に家門高め、慶應の四年には内侍所の守らひとして、御鈴の音に心を澄まし、共にく名をあげ雲雀の、聲も轟と鳴り渡れるふそのもしけれ。明治の御代となりては、權訓導と訓導に任られて、菅の根の長き年月、さながら一日の業に異ならず、能く勤しみ能く勵みて、家門高く千名は大名を身に負ひ持ち、殊は明治

の六年大内裏に火あり、うが營繕に力を盡して誠を致す、汝命の功績こぞ尊けれ。うもや汝が命、うの性敏く美しく、事に涉りて至り深く、學問の道にも疎からずまし、程に、千代もと祈る世人諸人のまたしど多き。然るにまゝあらねばこそ憂世とや、常壯健の身にも恙ありて、今年七月の始めつ方より、病症の床、枕にをじむ夜頃多き。しかはあれど、たいかりうめの事とのみ思ひ頼みて、醫師藥の更あり、家族の看護侍ひ懇をつくし、一日も早く忘れかし、またど再び麗しの容貌拜み奉らんと、盡し事も仇なりけり。やうく重しく成り行きて、病症いよゝゝわらたまる、今のはや頼み少ふと成りて、風さそふ草葉の露のうれよりもはかまげなるは、人力のいかよども詮すべきこそうたてけれ遂は六十五歳をこの世の名残、十月十八日、朝の露風なきにこぼれて地に聲あり。まこと夢の世なりけるよ、遂は行く道とはうねて悟れども、昨日今日とは思ひもかけざりける事の、あまりにのみなりけるこそ實をらね。今御眠りのやがて覺ると、待つにかひなき齡かき、あてて我をば見捨て給ひし、あてて己を遣し給ひし、あて悲しめる怨みと、御枕邊にはらば御跡邊にさまよひ、夢あらば醒めよと歎く家族諸人の、いかに悲しめばとて、醒めもやらざるは、夢

よてもわらざりけるよ、まこと神去り給ひしにてあどけり。わはれ悲しきかも
 庄田の大人は、逝く水の行きて歸らぬ旅に出で立ち給ひぬ、あはれ悔しきかも
 義人の君ハ、百たらず八十の限路を分け入り給ひぬ。更科の山や、またこん秋
 は月の影見ん、されども逝きにし人をいかにせまじや、かへすくも口惜しの
 極みありけり。賤や賤、賤の芋環くりかへし、昔を今に爲す山のあきこそうれ
 たげれ。されば家族等を始め、大船の思ひ頼みてありし諸、もろく根なくて行く海原
 の心細さよ。さてしも何時をはてしと限りあらねば、汝が命の遺骸を千代の住
 所へ隠し奉ると、種々の味物を机代と置き高成して、御葬の式仕へ奉る状を、
 うまらにきこし召し給ひて、父よと嘆く養虫の、身にも心よもかへ給ひぬ、ま
 あ子茂雄の君を、天がけり國かがりて見そなはし給ひ、家門高く名をあげしめ
 給ひ、はた家族もろくの身をも心をも護り恵み幸へしめ給へど、葬の庭に誅
 辭仕へ奉るものは、宮澤の春文あり。

埋 葬 詞

云ふも悲しく思ふも悔しき何某の命や、その神靈をば家内に齋ひ鎮め置きて、
 今かく遺骸を藏めぬる御棺を、この奥津城の石床深く埋め奉りぬ。かれ今より

後は汝が命の千代の住処と定め給ひて、家族親戚参り拜み仕奉らん事をきこし
 めして、石垣の^{おと}無く安けく鎮まりませと、恐みくも白す。

歸 家 靈 前 祭 詞

おれの靈床よ鎮め奉り安め奉る、何某の命の御靈の前に申さく、汝が命や、こ
 の現世をいかさまにか思しつる、家族諸人を見捨て給ひて、ひとり八十の限路
 よ出で立たせる事の、嘸や淋しう思し召すらん。されど今天津神の御許に召さ
 れて、憂世を外の樂しみに入りますん、悲しと嘆き口惜しとかこつは世の常の
 情にて、靈去りませる遺骸の、またと再びよみがへりませんや。あはれ世に別
 れど云ふ事の無くば、いかでかくばかり嘆うじを、げまやまゝならぬをこそ憂
 世どか、永久にわひ見ぬ怨みさへ、つきぬ今日こころ悲しけれ。さてしも在る可
 き事あらねばとて、御靈をふれの齋床に安め奉り、遺骸を千歳の住所に送り奉
 りて、今し御靈の前に御祭の業仕へ奉ると、種々の味物置き高成して、献る状
 をうまらにきこしめして、今より行く先の世は、家の爲子孫の八十つゞきに至
 るまで、變る事あく恙あらしめせ、家門高く名をあげしめ給へと畏みくも白
 す。

五十日祭詞

こは更級郡八幡村の人、松田牧太郎氏の令閨瓊玖子ぬしのみまかられて、五十日の御祭のをり、よみたるものなり。

誰が爲に築きし靈床誰が爲に齋ひ奉りしこれの靈床。あはれ誰が爲の御靈床にもあらず、まことや松田瓊玖子の君は、現世の現どもあく身まかりまして、御靈をこの齋床に安め奉るに至れるこころ口惜しけれ。命い、明治十三年五月を以て、小縣郡塩尻村に生れ、藤本善右衛門ぬしのみま娘としまして、みめ容貌麗しくにはひやかあるからよ、はへば立て、立てば歩めの親心に、慈しみの露を情に乳子草、たのむ母その蔭に居て、幸くと撫づる黒髪の、初元結ふ千代こめて、契るしるしのあらはれにけん、世をすくくと生ひ立ち給ひて、物心つき給ひし頃より、その性敏く美しく、事に涉りて至り深く、父母に仕へてまめくしく、兄弟にはまことをつくしていそみあらせず、心直ある様は、風以まかする糸柳の、さからはでこそ在りへまが、よりて繰るてふ苧環の、縁の糸や結ばれにけん、明治三十三年五月、松田牧太郎ぬしに嫁き給ひて、相生の松の緑葉なつかしく、千歳をかけて枝をならべ、二葉の小松麗しく、やがての生む樂しみの

庭、風のどかにして老木にさはらず、露や霜やともすればなきがちある朝夕を、色さへかへぬ操の程ゆかしくて、家の榮えを身も負ひつ、出で、は日本赤十字社の正社員とあり、八幡婦人會の維持員と選まれて、内外の務め勤しむるの功績多く、待たでまたする人業の、餘りにや繁かりけん、今年七月の初つ方より身に恙ありて、病症の床枕に馴染む夜頃ぞ多き。しかはあれど、たゞ假初の事どのみ思ひ頼めて、醫師藥の更なり、家族の看護侍び戀をつくし、一日も早くをこたれかし、またと再びうるはしの容貌拜み奉らんと、つくじ、事も仇なりけり。やうく重しくあり行きて、今のはや頼み少などありつ、風誘ふ草葉の露のそれよりもはかなげあるは、人力のいかよども詮せべなく、げにまゝ知らねばこゝろ愛世とや、遂に二十五歳をこの世の名殘、八月十五日の夕の露、風をきこばれて地に聲あり。まことを夢の世なりけるよ、遂に行く道とわかねて悟れども、生ひさき長く光榮ある身の、花ならばはふるびうめしばかりを、月あらば既望には遠しわたらさかりを、いかで昨日今日とは思ひもかけざりけん、その事のあまりに頼なりけるよ、實をらね、つれきの風や、つれなの雲や。いま御眠のやがて醒ると、待つにかひなき壽かき、あぞて我をば見捨て給ひし、

なきて已を遣し給ひし、あゝ悲しき怨みと、御枕邊よはらばひ御跡邊にさまよひ、夢ならば醒めよと叫び、幻あらば消えよと歎く家族諸人の、いかに歎きいかに悲しめばとて、さめもやらず消えもやらざるの、夢にもあらず幻にもあらず、まこと神去り給ひしありけり。あはれ悔しきかも松田璣玖子の君は、行く水の逝きて歸らぬ旅路に出で立ち給ひぬ。汝が命は、この世をばいかさに思し召しけん、つれきの極みありけり。されば家族を始め、大船の思ひ頼みてありしもろく、楫なくて行く海原の心細さよ。賤や賤、賤の芋環繰りかへし、昔を今になす由も無ければ、汝が命の御霊を齋床に鎮め奉り、汝が命の遺骸を千代の住所に隠し奉りて、悲しみの中にも日數の經るまゝに、今ははや五十日あまりにもなりけり。あは幻の去りもやらず、なほ御聲の耳に残りて、どもすれば居ますとばかり思はれて、昨日を忍ぶ袖袂、浸りがちな露けさは、折から秋の爲のみにもあらざりけり、またと悲しき秋なりけるよ。さてしも何時とはてしなければ、今日を限りに汝が命の御霊璽を、御霊床に移し奉ると、捧ぐる宇豆の御饗をきこしめして、今よ後は御祖先達と亭議り議り給ひて、家門高く見ろきはし給ひ、はた家族もろくの身をも護り恵み幸へしめ給へど、昔

を誅びつゝ、告げ奉るもの、宮澤の春文なり。

六十年祭詞

こは上高井郡神職合議所主催にかゝる、平田篤胤翁の六十年祭に於ける祭詞あり。當日は郡衙樓上に勝山健雄氏所藏の、翁が肖像をかけ、折から秋ありければ、菊花紅葉を手向けまつりて、献詠の披講も、とさどあらぬ趣を添へたり。

これの小床を祓ひ清めて、清々し伊豆の瑞座と仕へ奉り、御影代かけまくも畏き、平田篤胤の大人の御前に、宮澤春文齋主として、謹しみ敬ひも申さく、大人いまだ世に居まうかりし程は、うの性雄々しく健くましくけるからに、これのみは人の國より傳はらで、神代をうけし敷嶋の道の手振りに御心を潜め給ひて、我が大君の光あまねき御恵みの波、さや／＼にうちめぐる大和島根も、唐鳥の囀をなしてい群れ寄り合ひ、足搔の思ひ亂して現なく、葦原や瑞穂の國も、髪長の空焼かざる法の烟にくすぼりて、白玉や真玉を絹に包めるがごと、眞清水や清水も木の葉の下行くがごと、晴れぬ怨みをいさどほろしくうれはしと思はし給ひ、いそのうみふるのここと文ま探りつゝ、今に照らして、眩木の曲れる

を正し、怒り猪の雄叫びあして事論ひ、寄り来る者を導き教へ諭し柔して、晴
れや渡らふ高嶺の月を見そなはず御心の神々しさよ。

人へよしからにづくともわが杖は大和鳥根おたてんどぞおもふ
なせばなりなさねばならずなるわざをならせと捨つる人のいかささ

常にこの御心のありてこそ、

伊吹山おろすあらしに霧はれてやしまの海にあだあみもなし
仰げば高き星のごと、望めば廣き海のごと、うの御功績のいや高くいや廣さを
思ひ崇めて仰ぐ御空の月の影、雲や妬みて立ち覆ひけん、餘の光こゝに傳へて、
六十年は夢の間なりけるよ。賤や賤、賤の芋環綴りかへし、昔忍ぶの衣の袖、
かへすくも御功績の慕しく、恩頼を忝みて、敷島や直ある道を同じ忍に踏みも
たがへじと、魂合へる陸人等の睦み語り、今日しも御祭仕へ奉らくとして、献
る、幣帛は御饌神酒を始め海河山野、種々の味物を入取の机代と置き足らあし
て、千代のかをりと白菊、赤き心と紅葉の錦、はた五色の絹に、澄むもれと鏡、
決断ちかものと劔、統一いつものと曲玉装ひつゝ、奉る様を平けく安けくさこしめしう
づるひ給ひて、今よりはこれの人どもの心の至り隈なく、學びの道をいや進め

に進め、いや廣らに廣め給ひて、蟹が這ふ横さの道に踏み迷ふ無く、紅葉の映
ある業に名をささしめ、白菊の薫りゆうしく千代に傳へて、立ち迷ふ雲に眞澄
の心の鏡曇りあば、伊吹の風に伊吹き拂ひ退けまして、八尺瓊の曲玉なす伊照
り通らし、劔及の敏心をして惑ふ事なく、己が心を五色絹の麗しくあらしめ給
へど、のりどごと仕へ奉らくと白す。

吊魂祭詞

こは明治三十八年一月八日、長野縣全体の主催にかゝる、征露の役戦病死
者の爲に、長野市城山武徳殿式場に於いて、吊魂祭執行の際、齋主の讀み
たるものあり。

あはれいたましきかも汝が命や、あはれ悔しきかもしまし御靈や、今しかく予
仕へ奉れる齋床に、いかに御靈を招き奉るに至れる、思へばくうつゝの境
ありけるよ。そもや汝が命達し、またしこの世に居まそかりし程は、太刀はき
て君の御爲、筒とりて國のまもらひ、武夫のあらひとてや、御盾仕う奉りて、
八洲の海の内外の鎮め、たつ仇波のよらぬこういさましの譽なりけれ。然るに
去年や如月の空、北山たろしいと烈しくて、御階の櫻、花咲かぬに枝を折る、

あさましの世をつらく見そなはし給ひて、

四の海みきはらからと思ふ世になど波風の立ち騒ぐらん

あはれ露と名ふ負ふはかきの國よ、東の御空出づる天津日影、うをいかさまにか見まがひけん、醜草いかに茂くとも、あざ日の丸の旗風よの靡かさらん、立てや丈夫の大御言を畏みて、い向ふ山い渡る海、大砲小砲の玉は雨と亂れ霞と手走り、切り結ぶ刃のもと血は河と流る、あさままき戦の庭も事なげに、我は大和の丈夫なり、命惜しまぬ額の玉よ身の譽、名こころ惜しけれ國の爲、君の御爲と矛とりて、仇うちはらふ野邊山邊、朝日又露の消ゆるがごと勝ちに勝ちて、やがては露國の平和を我に求むるも近かるべきに、あはれ汝か命達い、そが果を見そなはさずて、あたら醜草の露と消え給ひしこそ、かへすくも口惜しの極みなりけれ。汝が命達い、筒を枕に假寝の夢、思ひすめぐる故郷の山、うが家にはうるはしの親や居まさん、あづかしの妻子や居らん、そが親やうが妻子や、歸らじと兼ねて思へどゆくりなに、汝が命達の遺骸をまのあたり見そなはしけん心中、おしはかりまつれば悲しかりけり、悔しかりけり。しかはあれども汝が命達い、花勝ふ嵐の庭に散りてころかひはありけれ、旅順も落ち

ぬ、奉天も程近し、これ皆汝が命達の功績よて、死にての後もおは暗國の神といつかれ、長く公の祭をうく、人の世のはまれ、世の人のかゝみ思へば必残りなき限りなりけり。

くしみたま國のしづめよさちみたま家の守りよあたらますらを

あはれ今日しも汝が命達のいさを思ひて、御魂祭ると百の御饗、捧ぐる信濃の御民等が真心を見うあはして、心安けくきこしめせと、齋主宮澤春文つゝしもしぬび奉らくと白す。

明治三十九年三月十日印刷
明治三十九年三月十五日發行

正價金參拾錢

著者 宮澤春文
發行人 長野市田町六十八番地

發行所 長野縣廳內 神職合議所

印刷者 長野市西町四十三番地 中村剛直

印刷所 長野市西町四十三番地 中村活版所

長野縣皇典講究分所祭式講師 二等司業勝山忠三編

新撰 祭典式

目次

祭祀 ▲祭祀の沿革 ▲祭具の沿革 ▲祭具取扱上の心得 ▲祭式の沿革 ▲殿上式 ▲庭上式

▲調度裝策一斑 ▲各祭神、諸祭、新題祝詞文例

豫約申込期限 明治三十九年六月三十日限り

出版送本日期 全年七月三十一日

豫約申込所 長野縣廳内 發行所 長野縣神職合議所

菊判 美裝

正價 參拾五錢

豫約價(遞)

送料共 貳拾五錢

郵券代用 二割増

33

441

